

地震編

第1章 想定地震及び富士吉田市の被害想定

第1節 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の既定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の既定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第2節 想定地震

第1 想定地震

1 山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）

(1) 県は、「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」において、山梨県に被害を及ぼす地震として、次の3種類の地震を想定した。

ア 東海地震及び南海トラフ地震

イ 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

ウ 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

(2) 3種類の想定地震の概要は、次のとおりである。

ア 東海地震及び南海トラフ地震

駿河トラフを震源とする地震で、前回の東海地震からすでに150年以上が経過していることや、東海地域周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

被害の大きさ、確実性、切迫性を鑑み、直近かつ最大の想定地震としてターゲットを絞る必要がある。

イ 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。山梨県、神奈川県
の県境を震源とした地震を設定した。

ウ 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震としては、次の地震が想定される。

(ア) 釜無川断層地震

山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

(イ) 藤の木愛川断層地震

山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きい

いと予想される地震

(ウ) 曾根丘陵断層地震

甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害が及ぼすと考えられる地震

(エ) 糸魚川―静岡構造線地震

日本を代表する活断層であり、この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

※1 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

※2 調査対象とした断層は、発生した場合山梨県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

2 山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）

「(1) 東海地震」については、平成13年12月に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由から東海地震被害調査を実施し、新たに「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

- (1) 想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」と異なってくると考えられたこと。
- (2) 山梨県は丹波山村と小菅村を除く全市町村が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
- (3) 100～150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」（1854年）からすでに150年以上が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
- (4) 国（内閣府）においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域を一つの被災地とみなし、広域的な防災体制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。

3 南海トラフ巨大地震について

南海トラフ巨大地震については、フィリピン海プレートとユーラシアプレートとのプレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いで発生する巨大地震のことである。

被害想定については、平成25年3月に中央防災会議等により公表された「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）～施設等の被害～」において、山梨県の被害が一部示されたが、その内容については、東海地震の場合とほぼ同様とされている。

第3節 被害想定

県では、平成8年、平成17年に大規模な被害を及ぼす地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種データや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で被害想定調査を行った。

調査の結果、本市において予想される被害の概要は次のとおりである。

第1 想定地震の規模

想定地震	マグニチュード	震央位置
東海地震	8.0	北緯 35.15 東経 138.70 駿河湾湾口
南海トラフ地震	9.0	駿河湾沖から九州東部日向なだまでの南海トラフ
南関東直下プレート (首都直下地震)	7.0	北緯 35.40 東経 139.09 山梨県、神奈川県の間境

想定地震	マグニチュード
釜無川断層地震	7.4
藤の木愛川断層地震	7.0
曽根丘陵断層地震	6.1
糸魚川ー静岡構造線地震	7.0

第2 調査項目

- 1 震度分布
 - (1) 地表最大加速度分布図
 - (2) 地表最大速度分布図
 - (3) 震度分布図
- 2 液状化による想定被害
- 3 交通施設の機能被害
- 4 急傾斜地危険箇所危険度分布表
- 5 構造種別毎建物棟数
- 6 崖の崩壊による被害棟数
- 7 火災の状況
- 8 停電契約口数・停電契約口率
- 9 上水道・簡易水道物的被害量・被害率(導水管・送水管・配水管)
- 10 上水道・簡易水道断水世帯数・断水世帯率
- 11 都市ガス被害想定結果
- 12 都市ガス供給被害想定結果
- 13 LPガス物的被害(機能支障)予測結果
- 14 死傷者の想定結果
- 15 住居制約の想定結果
- 16 医療制約の想定結果
- 17 建築物被害想定結果
- 18 地中配電線の物的被害量・被害率

19 電柱の物的被害量・被害率

20 架空配電線の物的被害量・被害率

第3 調査結果

1 液状化による想定被害

地中の地下水位以下にある砂は、地震の振動によって砂つぶのすき間の水圧が上がって液体のような状態になる。これが液状化である。液状化が起これると、砂が水とともに地上に吹きだすことがある。これを噴砂という。この液状化によって、建築物の基礎が壊れたり、地下埋設管が破損したり、地盤ごと滑り出したりする被害が生じる。

本市の液状化による被害は、想定地震全てにおいて予想され危険度は極めて高い。

2 交通施設の機能被害

地震による被害には、交通面の機能障害も考えられる。

交通の要衝	交通の機能被害により大きな影響が予想される項目
・中央高速、東富士五湖道路 河口湖 IC、富士吉田 IC ・国道 139 号、137 号、138 号 ・富士急行富士山駅	・都市機能 ・市内の交通渋滞 ・富士五湖観光客

本市の交通のボトルネックは、中央高速、東富士道路道路の河口湖インターチェンジ、富士吉田インターチェンジ、国道 139 号・137 号・138 号線及び富士急行富士山駅である。

それらは、小規模ながら、全ての想定地震に交通機能障害の影響がある。

3 急傾斜地危険箇所危険度分布表

	ラ シ ャ			計
	危険性が高い	危険性がある	危険性が低い	
東海地震及び南海トラフ地震	29 箇所 60.4%	17 箇所 35.4%	2 箇所 4.2%	48 箇所 100.0%
首都直下地震	6 箇所 100.0%	0 箇所 0.0%	0 箇所 0.0%	6 箇所 100.0%

(上段箇所数, 下段箇所率)

4 構造種別毎建物棟数

木 造	RC・SRC 造	S 造	軽 量 S 造	そ の 他	総 棟 数
16,229	498	1,763	815	420	19,725

資料：山梨県東海地震被害想定調査（平成 17 年 5 月）による

5 崖の崩壊による被害棟

東海地震及び南海トラフ地震	首都直下地震	釜無川断層地 震	藤の木愛川断層地 震	曽根丘陵断層地 震	糸魚川一静岡構造線地 震
56 棟	5 棟	5 棟	5 棟	4 棟	4 棟

6 火災の状況

	出火件数 (棟)			消 火 件 数 (棟)	木造残火災件 数(棟)	焼 失 棟 数 (棟)
	全出火件数	炎上出火件数	一造出火件数			
東海地震及び南海トラフ地震	10	5	0	5	0	21
首都直下地震	3	1	1	1	0	2
釜無川断層地震	3	2	2	2	0	4

藤の木愛川断層	10	6	5	5	0	11
曾根丘陵断層	0	0	0	0	0	0
糸魚川-静岡構造線地震	0	0	0	0	0	0

7 停電契約口数・停電契約口率

契約口数	東海地震及び南海トラフ地震		首都直下地震		釜無川断層地震		藤の木愛川断層地震		曾根丘陵断層地震		糸魚川-静岡構造線地震	
	停電契約口数	停電契約口率	停電契約口数	停電契約口率	停電契約口数	停電契約口率	停電契約口数	停電契約口率	停電契約口数	停電契約口率	停電契約口数	停電契約口率
36,594	234	0.64	234	0.64	234	0.64	234	0.64	234	0.64	234	0.64

8 上水道・簡易水道物的被害量・被害率(導水管・送水管・配水管)

	導水管			送水管			配水管			導水管+送水管+配水管		
	設備延長 Km	被害箇所数箇所	被害率箇所/Km	設備延長 Km	被害箇所数箇所	被害率箇所/Km	設備延長 Km	被害箇所数箇所	被害率箇所/Km	設備延長 Km	被害箇所数箇所	被害率箇所/Km
東海地震及び南海トラフ地震	5.3	6.4	1.21	0.0	0.0	-	236.9	28.4	0.12	242.2	34.8	0.14
首都直下地震	5.3	4.0	0.75	0.0	0.0	-	210.3	65.2	0.31	215.6	69.2	0.32
釜無川断層地震	5.3	3.1	0.59	0.0	0.0	-	210.3	50.9	0.24	215.6	54.1	0.25
藤の木愛川断層地震	5.3	4.9	0.92	0.0	0.0	-	210.3	79.8	0.38	215.6	84.7	0.39
曾根丘陵断層地震	5.3	1.0	0.19	0.0	0.0	-	210.3	16.7	0.08	215.6	17.8	0.08
糸魚川-静岡構造線地震	5.3	1.1	0.21	0.0	0.0	-	210.3	18.6	0.09	215.6	19.7	0.09

9 上水道・簡易水道断水世帯数・断水世帯率

世帯数	東海地震及び南海トラフ地震		首都直下地震		釜無川断層地震		藤の木愛川断層地震		曾根丘陵断層地震		糸魚川-静岡構造線地震	
	断水世帯数	断水世帯率	断水世帯数	断水世帯率	断水世帯数	断水世帯率	断水世帯数	断水世帯率	断水世帯数	断水世帯率	断水世帯数	断水世帯率
17,641	7,222	40.94	2,898	16.42	2,763	15.66	3,036	17.20	2,438	13.82	2,456	13.92

10 都市ガス被害想定結果

東海地震及び南海トラフ地震	首都直下地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川-静岡構造線地震
79.0 (0.81)	3.3 (0.037)	2.1 (0.024)	6.0 (0.068)	0.0 (0.000)	0.0 (0.000)

(注) 上段は、被害箇所数。下段の()内の値は、市町内における 1km 当たりの設備被害箇所数。

11 都市ガス供給被害想定結果

東海地震及び南海トラフ地震	首都直下地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川-静岡構造線地震
6,240 (34.9)	* 6,933 (31.6)	0 (28.0)	* 6,933 (39.3)	0 (18.5)	0 (16.9)

(注) 「*」点検結果により安全性が確認された場合、供給停止が行われないケース

上段は、供給停止戸数。

下段の()内の値は、ガス事業者の供給区域内の平均地表速度。

12 LPガス物的被害(機能支障)予測結果

ボンベ転倒戸数			ガス漏れ戸数		
一 般 家 庭	業 務 用	合 計	一 般 家 庭	業 務 用	合 計
407	59	466	290	42	332

13 死傷者の想定結果

	死者数				重傷者数				軽傷者数			
	建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計	建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計	建物 倒壊	火災	崖崩 れ	計
東海地震及び南海トラフ地震 (予知なしの場合)	28	1	1	30	69	1	2	72	619	1	6	626
首都直下地震	6	0	0	6	42	0	1	43	483	0	2	485
釜無川断層地震	3	0	0	3	20	0	1	21	230	0	2	232
藤の木愛川断層地震	38	0	0	38	96	0	1	97	1,107	1	2	1,110
曾根丘陵断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
糸魚川 - 静岡構造線地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

※東海地震は冬の朝5時発災

14 住居制約の想定結果

	住居制約		(参考)
	住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン 支障世帯数
東海地震及び南海トラフ地震	1,902	6,079	908
首都直下地震	610	2,069	815
釜無川断層地震	207	702	798
藤の木愛川断層地震	2,125	7,208	771
曾根丘陵断層地震	0	0	713
糸魚川 - 静岡構造線地震	0	0	718

15 医療制約の想定結果

	ライフライン被害による機能低下なしの場合		ライフライン被害による機能低下 30%の場合	
	入院対応能力	外来対応能力	入院対応能力	外来対応能力
東海地震及び南海トラフ地震	94	27	－103	－112
首都直下地震	104	138	97	105
釜無川断層地震	126	391	119	360
藤の木愛川断層地震	50	－490	42	－524
曾根丘陵断層地震	147	621	141	593
糸魚川 - 静岡構造線地震	147	621	141	593

(注) 入院対応能力＝地震後の対応可能入院患者数－入院需要量(平常時の1日当たり在院患者数＋地震時の重傷者数)

16 建築物被害想定結果

	建築物棟数	液 状 化 に よ る 被 害						振 動 に よ る 被 害						全 体 被 害					
		全 壊	全壊率	半 壊	半壊率	罹 災	罹 災 率	全 壊	全壊率	半 壊	半壊率	罹 災	罹 災 率	全 壊	全壊率	半 壊	半壊率	罹 災	罹 災 率
東海地震及び南海トラフ地震	19,779	201	1.0%	390	2.0%	591	3.0%	573	2.9%	3,061	15.5%	3,634	18.4%	774	3.9%	3,451	17.5%	4,225	21.4%
首都直下地震	19,779	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	113	0.6%	1,268	6.4%	1,381	7.0%	113	0.6%	1,268	6.4%	1,381	7.0%
釜無川断層地震	19,779	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	50	0.3%	399	2.0%	449	2.3%	50	0.3%	399	2.0%	449	2.3%
藤の木愛川断層地震	19,779	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	730	3.7%	3,735	18.9%	4,465	22.6%	730	3.7%	3,735	18.9%	4,465	22.6%
曽根丘陵断層地震	19,779	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
糸魚川－静岡構造線地震	19,779	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

17 地中配電線の物的被害量・被害率

設 備 亘 長 (m)	東海地震及び南海トラフ地震		首都直下地震		釜無川断層地震		藤の木愛川断層地震		曽根丘陵断層地震		糸魚川－静岡構造線地震	
	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率
22,053	0.28m (1)	0.001%	0.28m (1)	0.001%	0.28m (1)	0.001%	0.28m (1)	0.001%	0.28m (1)	0.001%	0.28m (1)	0.001%

18 電柱の物的被害量・被害率

設 備 本 数 (本)	東海地震及び南海トラフ地震		首都直下地震		釜無川断層地震		藤の木愛川断層地震		曽根丘陵断層地震		糸魚川－静岡構造線地震	
	被 害 本 数	被 害 率	被 害 本 数	被 害 率	被 害 本 数	被 害 率	被 害 本 数	被 害 率	被 害 本 数	被 害 率	被 害 本 数	被 害 率
16,131	0.63本	0.00%	0.63本	0.00%	0.63本	0.00%	0.63本	0.00%	0.63本	0.00%	0.63本	0.00%

19 架空配電線の物的被害量・被害率

設 備 亘 長 (k m)	東海地震及び南海トラフ地震		首都直下地震		釜無川断層地震		藤の木愛川断層地震		曽根丘陵断層地震		糸魚川－静岡構造線地震	
	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率	被 害 亘 長 (被害条数)	被 害 率
599	0.01km (1)	0.002%	0.01km (1)	0.002%	0.01km (1)	0.002%	0.01km (1)	0.002%	0.01km (1)	0.002%	0.01km (1)	0.002%

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第1章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 防災知識の普及に関する計画

防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、本計画中に定めのない事項は、一般災害編第1章第2節「防災知識の普及に関する計画」の定めによるものとする。

第1 防災教育

1 職員に対する防災教育

講習会、研修会の開催及び地震関係教育資料を配布して、次のとおり地震に関する防災知識の普及徹底を図る。

- (1) 予想される地震に対する知識
- (2) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 東海地震や南海トラフ地震の関連情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき措置
- (4) 職員が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関すること。
- (6) 今後地震対策としてとりくむ必要のある課題

2 主要事業所等における防災教育

防火管理者及び安全管理者が防災教育を行うほか、必要に応じて関係防災機関の職員が指導にあたる。

3 自動車運転者に対する教育

山梨県公安委員会の定めるところによる。

第2 一般住民に対する広報

- 1 地震についての一般的知識
- 2 予想される地震に対する知識
- 3 正確な情報の入手方法

- 4 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられるべき措置の内容
- 5 東海地震関連情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 6 防災関係機関が講ずる地震対策等の内容
- 7 各地域における避難地、避難路に関する知識
- 8 平素住民等が実施し得る生活必需品の備蓄
- 9 ブロック塀等の倒壊防止等の内容
- 10 応急救護の方法
- 11 自主防災組織の役割
- 12 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、火災予防、非常時持出し品の準備等平常時における準備

第3 防災知識の普及

- 1 啓発の内容
 - (1) 東海地震及び地震に対する基礎知識
 - (2) 東海地震関連情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
 - (3) 東海地震関連情報、警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
 - (4) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
 - (5) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備

第4 幼児、児童、生徒に対する教育

県及び市は、生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対して地震発生時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

第5 防災関係機関による防災知識の普及

東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3節 地震に強いまちづくりの推進

市は、地域の特性に配慮し、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 市街地の整備等

市は、災害に強い市街地の形成のため、各種事業等を推進する。

1 市街地の整備

住みよい市街地の形成及び機能的な都市行動の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、市街地整備に関する事業を推進する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

都市計画マスタープラン等に基づき、特色ある公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の確保に努める。

第2 建築物の安全化

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。本市においては、富士急行富士山駅周辺から宮川橋にかけての国道139号線沿い、いわゆる本町通り界隈の市街地約42haが準防火地域に指定されているが、今後も必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

市は、市営住宅の不燃化及び既存木造市営住宅の耐火構造への計画的な建て替えを図り、不燃化を推進する。

2 建築物の耐震化等

各建築物の耐震性の向上を図るため耐震診断・改修を推進するほか、地震に対する建築物の安全性の向上を図る。内容は、本章第5節「建築物災害予防計画」に記載する。

第3 緊急地震速報システム導入の推進

公共施設への緊急地震速報システム導入を推進し、システムからの情報により、公共施設内の人が大きな揺れが始まる前に防災行動をとり、自身の安全を確保し、地震被害の軽減を図る。また、一般家庭への同システム導入の必要性について啓発する。

第4 道路・橋りょうの整備

市は、災害時の緊急輸送路等を確保するため、道路・橋りょうの整備を推進する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、国道137号、138号、139号等が市内幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国、県に要請する。

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせ整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

また、新設する橋梁については、兵庫県南部地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行なう。

第5 延焼予防対策の推進

- 1 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、自主防災会等と連携した初期消火体制の確立を図る。
- 2 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- 3 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- 4 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。
- 5 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

第6 土砂災害警戒区域対策

市は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、県が行う土砂災害警戒区域の調査箇所及び県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。

1 土石流、急傾斜地崩壊危険区域の災害防止

一般災害編第1章第6節「風水害等災害予防計画」を準用する。

2 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

市は、県の指導により、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

(2) 避難収容施設の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避

難者」という。)を収容する施設を併せて指定する。

イ 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離で、かつ、安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

3 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を周知するため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

第7 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県が作成する液状化の危険度を示すマップを活用して、市のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。

第4節 生活関連施設の安全対策の推進

上水道、下水道、電気、ガス、電話等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 水道施設安全対策

市は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を推進する。

1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

3 電力施設の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）について、平常時より点検等を行い、地震発生時に備えるものとする。

4 不足資機材の調達

不足資機材等の調達は、富士吉田市管工事協会等の応援を求め、配水管等は市において備蓄しておくものとする。

第2 下水道施設安全対策

市は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水機能を確保する。

1 下水道施設の現況

本市の下水道普及の状況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 富士吉田市の下水道普及状況（P127）

2 公共下水道事業の推進

道路整備や上水道整備などの市街地整備と整合を図りつつ、事業認可区域内の下水道整備を推進するとともに、事業認可区域の拡大に努め、市街地の環境保全と河川や地下水の水質汚濁防止を図る。

3 山間地の汚水処理整備

山間地における汚水処理については、合併処理浄化槽の整備を推進する。

4 公共下水道の加入促進及び水洗化の推進

下水道の整備効果が円滑に得られるよう、整備区域内の加入促進及び水洗化の向上に努める。

5 事業投資の効率化

下水道整備事業の経営基盤を確立するため、道路整備事業などの他の基盤整備と連携した事業

展開を進め、効率的な事業投資に努める。

6 電力設備の確保

電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

第3 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。

(2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。

(3) 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

(1) 供給施設

ア 主要導管の耐震化

イ 導管網のブロック化

ウ マイコンメーターの普及拡大

エ 移動式ガス発生設備の整備

(2) 製造施設

ア 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置

イ 防火、消火施設の充実

ウ 保安電力の確保

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

- (1) 応急復旧用資機材、食料、医療品等の確認、点検及び整備を図る。
- (2) 通信施設の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

4 ガス使用者に対する周知

- (1) ガス使用者への注意事項の周知
- (2) 広報体制の確立

第6 通信施設安全対策

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

通信の途絶を防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信のふくそう対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻ひ状態を防止するため、災害用伝言ダイヤル「171」の利用案内など、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、特定事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

6 防災訓練の実施

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な下記内容の防災訓練を年1回以上実施

するものとする。

- (1) 警戒宣言等（東海地震関連情報）の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置
- (4) 大規模地震発生時の災害応急対策

第7 鉄道施設対策

富士急行株式会社は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋りょうの維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (1) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備

- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防計画

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震補強

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物については、災害応急活動の拠点となる市役所、避難場所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施してきたので、緊急度や優先順位を定め、建替計画や耐震補強を推進する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、床面の段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

資料編 ・ 本市における公共施設の現況一覧（P128）

第2 建築物の耐震計画

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、市及び県が実施した地震被害想定調査によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は耐震改修促進計画を作成し、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

- (1) 「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅耐震改修補助事業」を推進する。
- (2) 建築住宅課等に「耐震相談窓口」を開設し、住民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。

2 公共建築物の耐震性向上

- (1) 市有施設の耐震診断結果を基に、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。
- (2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、社会福祉施設等防災上重要な建築物の耐震化及び非構造部材の落下防止対策を推進する。

3 建築物の耐震性の強化を周知、普及するため、関係者の講習会を開催する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀などの倒壊により多くの死者が出た。また、倒れた塀が道路をふさぎ、避難、救助、消火活動を妨げることもあった。

ブロック塀に関しては、建築基準法施行令第62条の8により、補強コンクリートブロック造の塀に関する規定が定められている。したがって、この規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、安全で安心なまちづくりを形成していくため、老朽化した危険なブロック塀等の撤去・改修を促していく。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対策実施者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	道 路 管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交 通 信 号 等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯 街 路 樹 等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。
危 険 建 物	所 有 者	倒壊のおそれのあるものは耐震改修または取り壊しを行う。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市及び消防本部は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第1章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第7節 広域応援体制整備計画

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の締結している協定は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧（P29）

第2 協定の充実等

市は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直し充実を図るとともに、平常時からの連携強化に努める。特に、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県外の市町村との相互応援協定の締結など、広域的な連携について、検討するものとする。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、企画部に受入窓口を設置し、指揮連絡系統の明確化を図り、併せて職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第2章第3節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第8節 特殊災害予防計画

一般災害編第1章第10節「特殊災害予防対策計画」を準用する。

第9節 地震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市及び消防本部は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第1章第5節「火災予防計画」の定めるところによる。

第1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

1 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 建築同意制度の効果的運用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。

4 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

5 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

6 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

- (1) 春秋火災予防運動の普及啓発
- (2) 講習会、講演会等による一般啓発
- (3) 報道機関等による防火思想の普及

- (4) 婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大震法第8条に基づく防火対象物の関係者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、公設消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、公設消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

また、集落等一定地域ごとに民間自衛組織の設置及び育成強化を図るものとする。

第3 地震火災対策の作成

大地震の発生によって家屋、橋梁、道路等が破壊され多くの被害を生ずるが、火災の発生も予想され、季節、風向などによって延焼が拡大する恐れもある。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を講じるものとする。

1 被害想定を増補

大地震の発生による火災の状況の想定は、本編第1章第3節にあるとおりであるが、消火救援等の各種対策の具体化を推進していくため、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想等について、山梨県と連携を図り、最新の見地による被害想定が得られるように増補を進めていく。

2 初期消火体制の確立

大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、消火器等を整備する。また、自主防災組織等が消防本部、消防団と連携し、初期消火活動が習得できるように体制の充実を推進する。

3 小型ポンプの整備の支援

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、自主防災組織等に對し、可搬式ポンプの配置について、支援する。

4 消防水利の強化

危険地域における消火栓、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正措置を推進するとともに河川、堀、池等の自然水利は勿論のこと井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し利用計画をたてるものとする。

また、計画的な耐震性防火水槽の設置を推進するとともに、既設の防火水槽について耐震性防火水槽に改良し水利の確保を図るものとする。

5 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

6 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

7 避難場所の設定、適正な避難の指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等具体的に検討し、避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、消防本部及び自主防災組織を中心とした適切な避難誘導体制を確立する。

8 応援協力体制の強化

自衛隊、隣接地域の市町村等の応援協力体制を再検討し、鉄道、道路、橋梁等の破壊された状況下でも十分応援が受けられる体制にする。

9 通信連絡体制の強化等

震災時の通信連絡体制の確立、非常無線通信利用の強化、ヘリコプター離着陸場の確保、照明機材の整備を図る。また市内のアマチュア無線資格者との協力態勢を整え、より一層の強化を図る。

10 地震火災訓練の実施

地震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災組織を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を自ら体験するように計画する。

資料編	・ 消防力の整備状況（P 70） ・ 消防資機材保有状況（P 72） ・ 防火水槽設置状況（P 74）
-----	---

第4 家庭に対する指導

市及び消防本部は、自主防災会等を通して、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第 10 節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に、市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るような行動をすることが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の強化に努める。

第 1 市職員に対する市の役割

市は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について防災に関する教育を行うものとする。

市は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

内 容	方 法
・地震に対する基礎知識 ・東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達 ・市が実施している地震対策と課題 ・地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等） ・その他 年度当初に各所属等において実施する職場研修等により、上記事項に関する防災対策について周知徹底を図る。	・講習会、研修会の開催 学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。 ・検討会 防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。 ・見学、現地調査 防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。 ・印刷物等の配布 災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市を始めとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資器材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災組織との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

内 容	方 法
・東海地震、南海トラフ巨大地震及び地震に対する基礎知識 ・危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識 ・東海地震や南海トラフ巨大地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法 ・警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識 ・防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要 ・住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、家庭内での食料・飲料水等の1週間分程度の備蓄体制や非常持出し品の用意といった平常時からの準備	・広報紙の活用 ・ハザードマップの活用 ・防災行政放送、CATVの活用 ・社会教育の場の活用 ・県立防災安全センターの活用 ・防災関係資料、パンフの作成、配布 ・防災映画、ビデオ等の貸出し ・防災、気象情報の市ホームページへの配信 ・防災出前講座の実施 ・自主防災会及び防災士との連携

2 幼児、児童、生徒等に対する教育

市は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本電信電話(株)、中日本高速道路(株)、東京電力パワーグリッド(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 家庭の役割

1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施

2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施

3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加

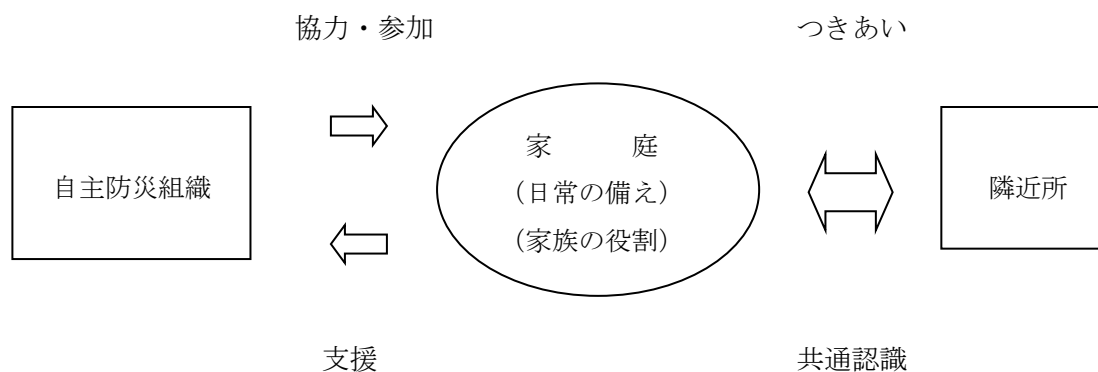
4 自主防災会への参加・協力

5 1週間分程度の食料や飲料水等の備蓄

6 警戒宣言発令時の措置

(1) 火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限

- (2) 消火の準備
- (3) 当該地震に係る災害の発生又は軽減を図るため必要な措置(緊急貯水、重要持出品の用意、避難の準備、近隣の要配慮者の保護等)
- (4) 市長、警察官等が実施する地震防災応急対策への協力



第4 自主防災組織の役割

大規模地震の際には、次のような状況により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

- (1) 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる。
- (2) 道路が遮断され、消防や救助活動が困難になる。
- (3) 各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される。
- (4) 水道管の破損や停電などにより、消防や救助活動が困難になる。

このような状況のなかで、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成される自主防災組織の充実強化を推進する。

1 方針

自主防災組織の育成は、第一義的には市の責務であるが、組織の性格及び地域差等によりその組織の持続性には困難性が伴うと考えられる。しかしながら大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要である。また、これらの防災活動を行うにあたり、住民各自がばらばらに行動するのでは、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。

- (1) 現在の自主防災組織を日ごろから震災の発生を予想した訓練等を積み重ねてさらに強力なものとするように努める。
- (2) 県と市は連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研究会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

- (3) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に、平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (4) 市は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (5) 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。
- (6) 平常時から、市と自主防災会との間で顔の見える関係を構築するため、自主防災会連絡連携会議を開催市し、互いの連絡・連携体制を整えておく。

2 自主防災組織の編成

本市における自主防災組織は、自治会を単位として組織されているが、その編成は、各地域の実情に合わせたものとし、おおむね次のような内容のものとする。

会 長	総 務 班	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
		正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
		消 火 班
	消 火 班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
		救出・救護班
		資機材を活用し、被災者の救出
	避 難 誘 導 班	危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
		給食・給水班
		飲料水、非常食品の確保、炊き出し

3 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救 出 ・ 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 ・ 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情 報 班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避 難 誘 導 班 〃 〃
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給 食 ・ 給 水 班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 班 〃

備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄	各班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

4 非常時の役割

対策	内容	担当
消火対策	1 各自家庭における火の始末	全員
	2 初期消火の実施	〃
	3 延焼の場合は初期消火班出動	消火班
救出対策	1 初期救出の実施	救出・救護班
	2 建設業者への応援要請	〃
救護対策	1 軽傷者は各世帯で処置	各世帯
	2 各世帯で不可能な場合は救出救護班が処置	救出・救護班
	3 重傷者などの医療機関への搬送	〃
情報対策	1 各世帯による情報連絡班への被害状況報告	各世帯
	2 情報の集約と市等への報告	情報班
	3 隣接自主防災組織との情報交換	〃
	4 重要情報の各世帯への広報	〃
	5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供	〃
	6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	〃
避難対策	1 避難路の安全確認	避難誘導班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水対策	1 飲料水の確保	給食・給水班
	2 炊き出しの実施	〃
	3 飲料水、食料などの公平配分	〃

資料編 ・ 自主防災規約の一例及び自主防災活動計画の一例（P23）
・ 富士吉田市自主防災組織一覧（P3）

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 備蓄体制の充実・強化

地震発生後には、道路の閉塞や交通機関の停止により、従業員が帰宅困難者となりうることもか

ら、事業所内においても、食料や飲料水等の整備体制を整えておくものとする。

5 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第 1 1 節 防災ボランティア育成強化計画

防災ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第 1 防災ボランティアの登録及び環境整備

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日ごろから市内において福祉等のボランティアとして活動している者	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を図る。
2	特殊技能者（医師、看護師、保健師、土木・建築技術者、アマチュア無線資格者等）	市社会福祉協議会において、ボランティアの登録制度を実施し、組織化が推進して自主的な運営ができるように協力する。
3	応急危険度判定士	災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
4	市内外から災害発生後駆けつけるボランティア希望者	(1) 市社会福祉協議会に受付窓口を設ける。 (2) 市社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中からボランティアコーディネーターを選び、自主的な運営ができるように協力する。 (3) 市社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握を行い、宿舎、食事、活動拠点、事務用品等を支給して活動を支援する。

第 2 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

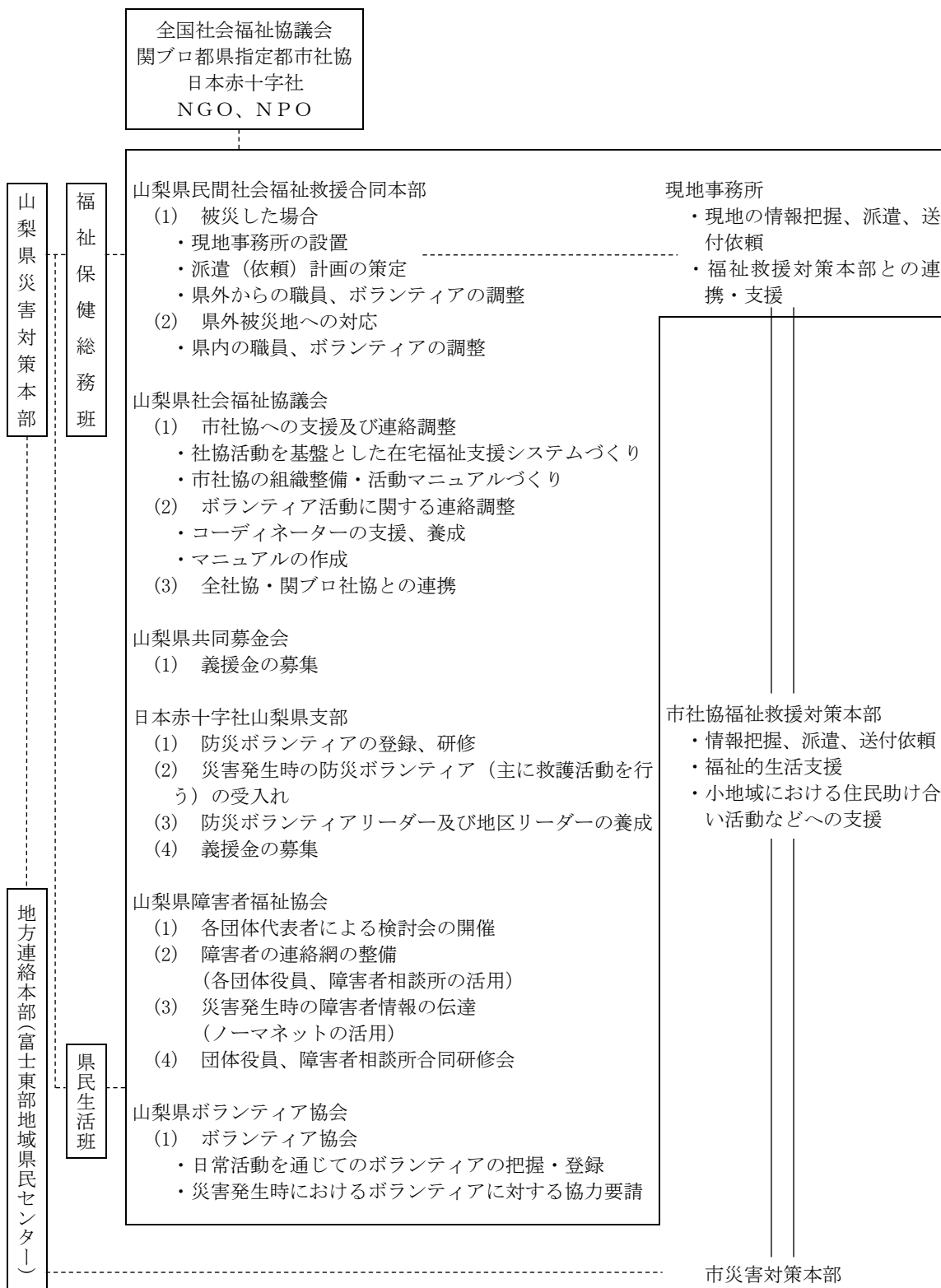
- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊き出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第 3 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成と組織の立ち上げを行う。

＜山梨県民間社会福祉救援合同本部＞



第 1 2 節 防災訓練に関する計画

防災訓練については、一般災害編第 1 章第 3 節「防災訓練に関する計画」を準用するものとするが、予知体制が進んでいる東海地震や南海トラフ巨大地震並びに首都直下地震、活断層による地震等突発的に発生する地震に対する訓練を次により実施し、これらの地震に対してその対応に万全を期すものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第 1 東海地震防災訓練

- 1 県の実施する防災訓練に併せて、毎年 1 回東海地震の警戒宣言発令及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達等を中心とした実践的な総合訓練を実施し、市がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。
- 2 東海地震関連情報等収集、伝達訓練
 - (1) 警戒宣言の伝達訓練
 - (2) 東海地震関連情報等の伝達さらに避難状況、被害状況、地震防災応急対策及び災害対策等の情報の収集、伝達等を内容とする訓練
 - (3) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (4) 警備及び交通規制訓練

第 2 突発的に発生する地震防災訓練

突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の訓練を実施する。

第 3 個別防災訓練

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の個別防災訓練を実施する。

- 1 職員の動員、本部運営訓練
 - (1) 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、事務局体制の確立訓練
 - (2) 勤務時間外に東海地震注意情報発表又は警戒宣言が発令された場合を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の伝達訓練
- 2 情報の収集伝達訓練
 - (1) 防災行政放送やアマチュア無線資格者による様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
 - (2) 初動体制職員による情報の収集伝達訓練
- 3 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

市と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難の指示の実施、消防団等による消防相互応援等を含む訓練

第4 災害時要配慮者の参加する訓練の実施

震災の発生時に避難等の不自由な災害弱者の安全を図るため、各自主防災会は地域内の災害弱者の把握を行い避難の際の計画を作成するとともに、計画の内容に沿った訓練を災害弱者とともに行うものとする。

非常時に有効な実践的訓練

(1) 消火器、消火栓、可搬式ポンプの取扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当及び救命訓練
(4) 災害弱者の参加する避難訓練
(5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(6) 炊出し訓練
(7) 情報伝達訓練

第 13 節 要配慮者対策の推進

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

なお、本計画中に定めのない事項は、一般災害編第 2 章第 13 節「要配慮者対策計画」の定めによるものとする。

第 1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、予防査察等の機会を利用し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災設備等の整備

消防法等により整備を必要とする防災設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。また、設備機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を 1 週間分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施すると

ともに、地域の協力を得られるよう、地域の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者・障害者等要配慮者対策

国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」（平成17年3月）等に基づき、市と市社会福祉協議会が作成した「災害時要援護者支援マニュアル」をもとに以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

なお、このマニュアルは、災害時における避難行動、避難後の行動について整理したものであり、市や社会福祉協議会、社会福祉施設、自主防災組織、要配慮者や当事者団体など各々の立場における要配慮者に関する役割について、①日ごろからの行動、②災害情報発令後の行動、③避難所等における避難後の行動、の3つに分けて定めている。

1 要配慮者情報の把握

市は、民生委員、自主防災会や関係団体等と連携し、要配慮者の同意をとるなど、要配慮者の把握に努めるものとする。地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

2 要配慮者の支援などを行う人材の育成

自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災会等の中で位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

3 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯等で、緊急時に家族等が対応できない住民を対象に、緊急通報用機器とペンダントの設置を行い、緊急の事態が発生した場合の救援活動を行うサービスを行っている。

このサービスを地震災害等緊急時の対策に有効活用するとともに、自主防災組織等の協力が得られるよう、平常時から連携に努め、今後も、このシステムの整備を図るものとする。

4 避難誘導體制

市は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会、手話通訳、ガイドヘルパー等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

5 避難場所における対応

市は、避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

6 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設は、まず、指定避難所の「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を開設するとともに、災害対策本部（福祉支援班）により、民間の老人福祉施設や障害者施設などの協定福祉避難所や市営福祉施設の開設について調整を行う。

また、状況により病院、専門施設等への緊急入院など、その受け入れ体制の調整も併せて実施する。

資料編	・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（P 75） ・ 福祉避難所一覧（P 77）
-----	---

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

8 在宅防災知識の普及啓発

在宅高齢者、障害者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、防災マニュアル等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

9 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、優先的入居など高齢者や身体障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの福祉仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対する知識に乏しく日本語の理解も不十分な外国人に対し、平常時から基礎的な防災情報の提供等、防災知識の普及に努める。

1 観光客

山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）によると、富士吉田・北都留地域で東海地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者は、最も多い8月の昼間で2,000人を超えるとされている。したがって、これらの観光客に対しては、各観光地でポスター、チラシ等により、啓発を図るものとする。

2 外国人

被災外国人に適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図る。通訳ボランティアの主な業務は、次のとおりである。

- (1) 外国人負傷者の手当等の際の通訳
- (2) 市が実施する各種応急対策の内容の被災外国人への説明
- (3) その他被災外国人のニーズの把握・伝達

第4 乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、乳幼児、児童、生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び乳幼児、児童、生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 乳幼児、児童、生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、乳幼児、児童、生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

乳幼児、児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

第 14 節 文化財災害予防計画

一般災害編第 1 章第 9 節「文化財災害予防計画」を準用する。

第 15 節 情報通信システムの整備

一般災害編第 1 章第 11 節「情報通信システムの整備」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 富士吉田市災害対策本部及び災害警戒本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災対法第23条の2第1項に基づき、富士吉田市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

市長が富士吉田市災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を必要とする場合
- (2) 特別警報の発表など、災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合
- (3) 市域において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (4) 噴火警戒レベル3以上が発表されたとき
- (5) その他、市長が認める場合

2 災害対策本部の廃止時期

災害対策本部廃止の時期は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
- (2) 応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部・課・室・班 一般市民 県本部 報道機関	庁内放送、防災行政用放送、職員招集安否確認システム 市防災行政放送、報道機関、市ホームページ、防災アプリ 県防災行政用無線（衛星系・地上系）、電話、Lアラート 口頭、文書、電話

4 災害対策本部及び災害警戒本部の設置場所

- (1) 災害対策本部及び災害警戒本部は、東庁舎会議室に設置するものとする。ただし、庁舎の損壊等により、本部としての機能を保てない場合は、富士吉田市市民会館に本部を設置する。なお、災害や本部予定施設の被害状況によっては、他の公共的施設を被災時に指定する。

施 設 名	所 在 地	電話番号
富士吉田市役所東庁舎	下吉田 6-1-1	0555-22-1111
富士吉田市民会館	緑ヶ丘 2-5-23	0555-22-3100

- (2) 災害対策本部及び災害警戒本部を設置した場合は、市役所東庁舎にその旨の標識を掲示する。代替施設に本部を設置した場合も、同様の標識を当該施設の入り口に掲示するものとする。

5 本部長職務代理者の決定

本部長（市長）が災害発生時に不在又は登庁困難な場合若しくは登庁に著しく時間を要する場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

① 副市長	② 防災対策主管部長
-------	------------

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第2章第1節「応急活動体制」第2の定めるところによる。

資料編 ・富士吉田市災害対策本部条例（P11） ・富士吉田市災害対策本部規程（P12）
--

第2節 職員の配備及び動員計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第2節「職員の配置及び動員計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

＜富士吉田市災害対策本部配備基準＞

種 別	配 備 の 基 準	配備の体制	業務の内容	配備職員
事前配備	次の注意報が発表されたとき。 1 大雨注意報 2 洪水注意報 3 大雪注意報 4 震度3の地震が発生したとき。 5 その他必要により市長が配備を指令したとき。	情報収集活動などの警戒態勢をとる。また、状況に応じて、被害状況の確認及び応急対策活動をとる。	所属長の指示により自宅待機又は各勤務場所において、気象台や関係機関等からの情報収集や事前準備を開始する。	安全対策課、富士山火山対策室、道路公園課、農林課職員のうち部長が指名する職員 ※上下水道管理課、上下水道工務課職員のうち部長が指名する職員（震度3の地震が発生した場合）
第1配備 （災害警戒本部の設置又は設置の検討）	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2 震度4の地震が発生したとき。 3 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき。 4 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき。 5 その他必要により市長が配備を指令したとき。	小規模な災害が予想される場合又は発生した場合 1 情報活動を継続しつつ、災害警戒本部の設置を検討し、警戒態勢を強化する。 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置するものとする。	1 パトロールの強化 2 資機材の準備 3 被害状況に応じた応急対策の実施	事前配備職員と別表1に規定した課の課長以上の職員及び課の職員のうち部長が指名する職員。 ※状況に応じ、臨機応変に配備人員の増員の措置をとるものとする。

第2 配備 (災害対策本部、地震災害警戒本部の設置)	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 東海地震注意情報が発表されたとき。 3 火口周辺警報（警戒レベル3）が発表されたとき。 4 その他必要により市長が配備を指令したとき。	1 災害対策本部及び地震警戒本部を設置し、被害状況の収集、応急対策の実施、気象台等関係部署との連携を図る。 2 災害が発生した場合は、応急対策活動を実施する。	1 市内における被害状況の調査 2 災害発生場所での応急対策活動 3 必要に応じた消防、警察、自衛隊への応援要請	上記職員に加え、各部所属の主幹以上の職員。 ※状況に応じ、臨機応変に配備人員の増員の措置をとるものとする。	
第3 配備 (災害対策本部、地震災害警戒本部の設置)	1 大規模な災害が広範囲にわたり発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 気象庁から以下の「特別警報」が発表されたとき (1) 東海地震予知情報（警戒宣言） (2) 緊急地震速報（震度6弱以上） (3) 噴火警報（居住地）「警戒レベル4及び5」 (4) 上記以外の気象に係る特別警報 3 その他必要により市長が配備を指令したとき。	A 配備 又は B 配備	各 配 備 基 準 に 基 づ く 体 制 の 確 立	A 配備及びB 配備基準に基づく災害応急対策に係る業務（水防、輸送、医療、救護、避難等）の実施	各部所属 職員全員
	1 大規模な災害が広範囲にわたり発生したとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 避難所を開設するなどB 配備体制をとる必要があるとき。 4 その他必要により市長が配備を指令したとき。	B 配備			

※ B配備体制は、本章第1節「応急活動体制」に定める。

※ 東海地震関連情報並びに噴火警報の内容については、各々「地震編」並びに「富士山火山編」に記載する。

別表 1

部 等	課 等
企画部	市民協働推進課
総務部	総務課、管財契約課、財政情報課
市民生活部	福祉課、健康長寿課、子育て支援課、保育・幼稚園室
産業観光部	富士山課
都市基盤部	上下水道工務課、上下水道管理課（震度 4 の地震が発生した場合）
教育委員会	学校教育課、生涯学習課

第 2 動員体制

1 動員の原則

職員は、勤務時間外又は休日においても、地震が発生し被害が予測されるときは、直ちにあらゆる手段をもって所属勤務場所に参集しなければならないものとする。

ただし、災害その他の事情により、所属勤務場所に到達できない場合は、最寄の本市の機関に参集し、その旨を所属長に報告するよう努めなければならないものとする。

2 動員対象から除外する職員

- (1) 公務のための長期出張者
- (2) 傷病その他、特別の理由により本部長において参集不能と認めた者

3 勤務時間内における配備

(1) 動員伝達

ア 大規模な地震が発生した場合、安全対策課長は、本部長（市長）の指示により非常配備を決定し、各部長にこれを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。

イ 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。

(2) 初動期における緊急措置

各部長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各部長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

4 勤務時間外、休日における配備

(1) 勤務時間外における職員の配備は、「5 動員」の項に定めるところによる。

(2) 本部長は、職員の参集状況と災害の推移経過を勘案し、本編成による配備体制ができる間、初動体制職員により応急措置を行う。

(3) 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長（又は代理者）に適宜報告する。

(4) 災害活動の相互援助

各部長は、本部長（又は代理者）の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(5) 災害活動の報告

各班長は班員の災害活動状況につき把握し、適宜各自の部長に報告する。

5 動員

(1) 勤務時間外の初動体制

ア 震度5強以下の地震が発生した場合

各震度に対応した配備基準に従い、該当の要員は所属勤務場所に参集し、あらかじめ定められた所掌業務を行う。

イ 震度6弱以上の地震

この場合は、全職員が速やかにあらかじめ指定された配備場所に自主的に参集する。

ただし、交通途絶等で参集が困難なときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、災害対策本部への連絡とともに、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

ウ 宿直者の対応

宿直者は、安全対策課職員や初動体制職員が参集するまで、地震災害の情報収集及び連絡等を行う。

エ 緊急対策業務への対応

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた担当の所掌事務にこだわらず、災害対策本部との連絡調整により順次参集した職員により緊急対策措置など必要な業務を行っていく。

オ 自主参集後の初動体制

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	全職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、各自の所属先に参集する。 (2) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの公共施設若しくは避難所に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 (3) 参集の報告 参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況を取りまとめ、本部長へ報告を上げる。 <pre> graph LR A[参集した班員] -- 参集報告 --> B[各班長] B -- 報告 --> C[各部長] C -- 報告 --> D[企画部長] D -- 報告 --> E[本部長] </pre>
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を安全対策課長に集約する。

6	緊急対策業務への対応	参集職員が不足の場合、先着した職員により緊急対策措置を行い、初動期に必要な業務に当たる。
---	------------	--

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- (イ) 災害対策本部員会議開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災ベスト、ヘルメット等）
- (ウ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (エ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (オ) 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- (カ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、ガス、上下水道等）

(2) 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

貸与されている防災服とヘルメット及び軍手等を着用するものとする。また、参集時の携行品として、身分証、懐中電灯、携帯電話、着替え、雨具、飲料水と保存食、筆記用具等リュックサック等に入れ、持参するものとする。また、職員はこれら携行品について、速やかに参集できるように平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(ア) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

(イ) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

第3節 応援協力要請計画

一般災害編第2章第3節「応援協力要請計画」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第2章第9節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第6節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 地震情報について

種 類	内 容
ア 震 度 速 報	発表基準：震度3以上 内 容：地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
イ 震源に関する情報	発表基準：震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域

	で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
エ 各地の震度に関する情報	発表基準：震度 1 以上 内 容：震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
オ 推計震度分布図	発表基準：震度 5 弱以上 内 容：観察した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
カ 長周期地震動に関する観測情報	発表基準：震度 3 以上 内 容：高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
キ 遠地地震に関する情報	発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき 内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や外国への津波に関しても記述して発表。
ク その他の情報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

種 類	伝 達 基 準
ア 震度速報	発表基準：全国のいずれかで震度 3 以上を観測し、山梨県内で震度 1 以上を観測した場合 情報の内容：震度 3 以上を観測した地域名と観測された震度
イ 震 源 に 関 す る 情 報	発表基準：本州中部付近で震度 3 以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸） 情報の内容：震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マ

	グニチュード)) 津波のない旨の付加文
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準：県内の最大震度3以上、隣接権で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）） 情報の内容：震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
エ 各地の震度に関する情報	発表基準：県内で最大震度1以上を観測したとき（山梨県と隣接県の震度） 情報の内容：山梨県と隣接県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、観測地点毎の震度
オ 地震回数に関する情報	発表基準：県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき ※県内と隣接地域（「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」） 情報の内容：地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のおしらせなど
カ 地震の活動状況等に関する情報	発表基準：伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信
キ 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報	発表基準：南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

(3) 伝達先



(4) 地震解説資料

山梨県内で震度４以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や県連資料を編集した資料。

(5) 緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民へ周知する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 地震情報の収集

(1) 緊急地震速報（特別警報）

Jアラート等により地震の特別警報を受信した場合、速やかに安全対策課を主体とした情報収集の体制をとるとともに、情報の伝達・収集に努める。

(2) 市は、市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政放送等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

3 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政放送等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

(1) 伝達内容は、次のとおりとする。

ア 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報

イ 地震防災応急対策の指示

(2) 指示内容を例示すると、次のとおりである。

ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。

イ 電話使用を自粛すること。

ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。

エ 被害が発生した場合は、区長を通じて市役所に報告すること。

オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第7節 災害通信計画

一般災害編第2章第5節「災害通信計画」を準用する。

第8節 被害状況等報告計画

一般災害編第2章第7節「被害状況等報告計画」を準用する。

第9節 広報計画

一般災害編第2章第10節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ、正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は企画部本部員班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政放送（資料編に掲げる広報文例による。）
- 2 市のホームページ、インターネット（ヤフージャパン）、エリアメール、CATV、Lアラート、防災アプリ等による広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災組織を通じての広報

資料編 ・ 地震発生に伴う広報文例（P54）

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み

- 9 家庭において実施すべき防災対策
- 10 避難場所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、状況に応じオートバイ等を用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

CATVへ障害者や外国人に対する放送（手話通訳・字幕入放送・文字放送、外国語放送）を依頼するとともに、これらの放送を視聴するよう広報を行う。

また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

<震災時に有効な広報手段及びその特色>

伝達手段	種別	特色
広報車	被災者	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
市防災行政放送	被災者	〃
掲示版	生 安	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	被災者	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
インターネット (ヤフージャパン)	被災者 安	インターネットにおける日本最大のポータルサイトである「Yahoo Japan」を通じて、情報発信を行う。
エリアメール	被災者	防災行政放送や広報車等での情報が行き届かないエリアにいる被災者に対し、市からの情報を提供することが可能

C A T V 富 士 五 湖	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段
L ア ラ ー ト	被 生	住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤（住民は自治体等が発信した災害に関する情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することができる。）

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第 5 災害用伝言ダイヤル「171」の活用

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」をNTTが開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第10節 被災建築物応急危険度判定計画

地震により被害を受けた建築物は、余震などにより人的被害を与える危険性がある。

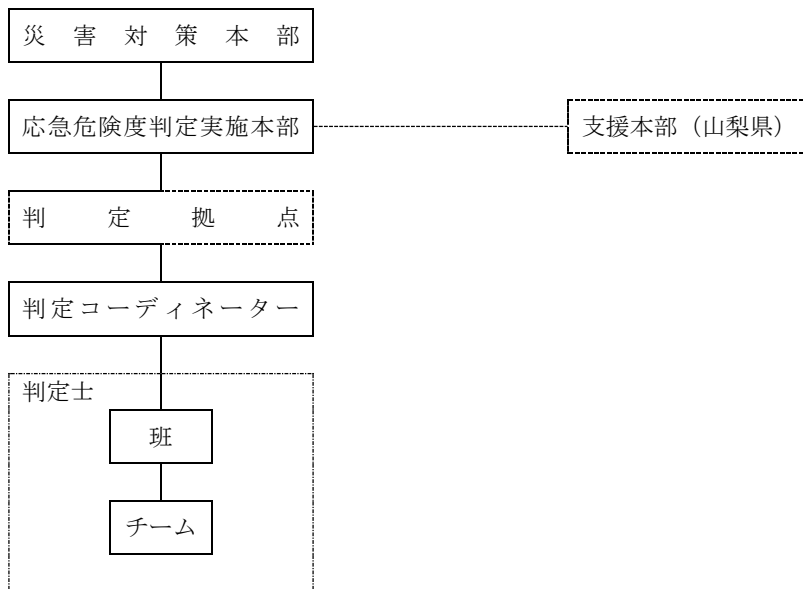
そこで、大地震発生後の救命・救急・消防活動と併せて、建築行政の役割として、被災した建築物の応急的な安全性の判定を迅速に行う必要がある。

このため、市は、県に被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建物の危険度を調査する。

第1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を建築住宅（建築）班に設置し、被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等に基づき判定作業を行う。

1 応急危険度判定実施本部の組織



2 応急危険度判定実施本部の業務

- (1) 地震発生時の情報収集
- (2) 応急危険度判定実施本部、判定拠点の設置
- (3) 県等への支援要請
- (4) 判定士の参集要請、派遣要請
- (5) 判定士の受け入れ
- (6) 判定の実施
- (7) 判定結果の集計・報告等

3 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。
実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき次の業務を行う。

【実施本部員の業務内容】

- ・判定実施計画の作成
- ・判定資機材等の準備
- ・判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- ・市民への広報、相談等

第2 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導・支援を行う。

【判定コーディネーターの業務内容】

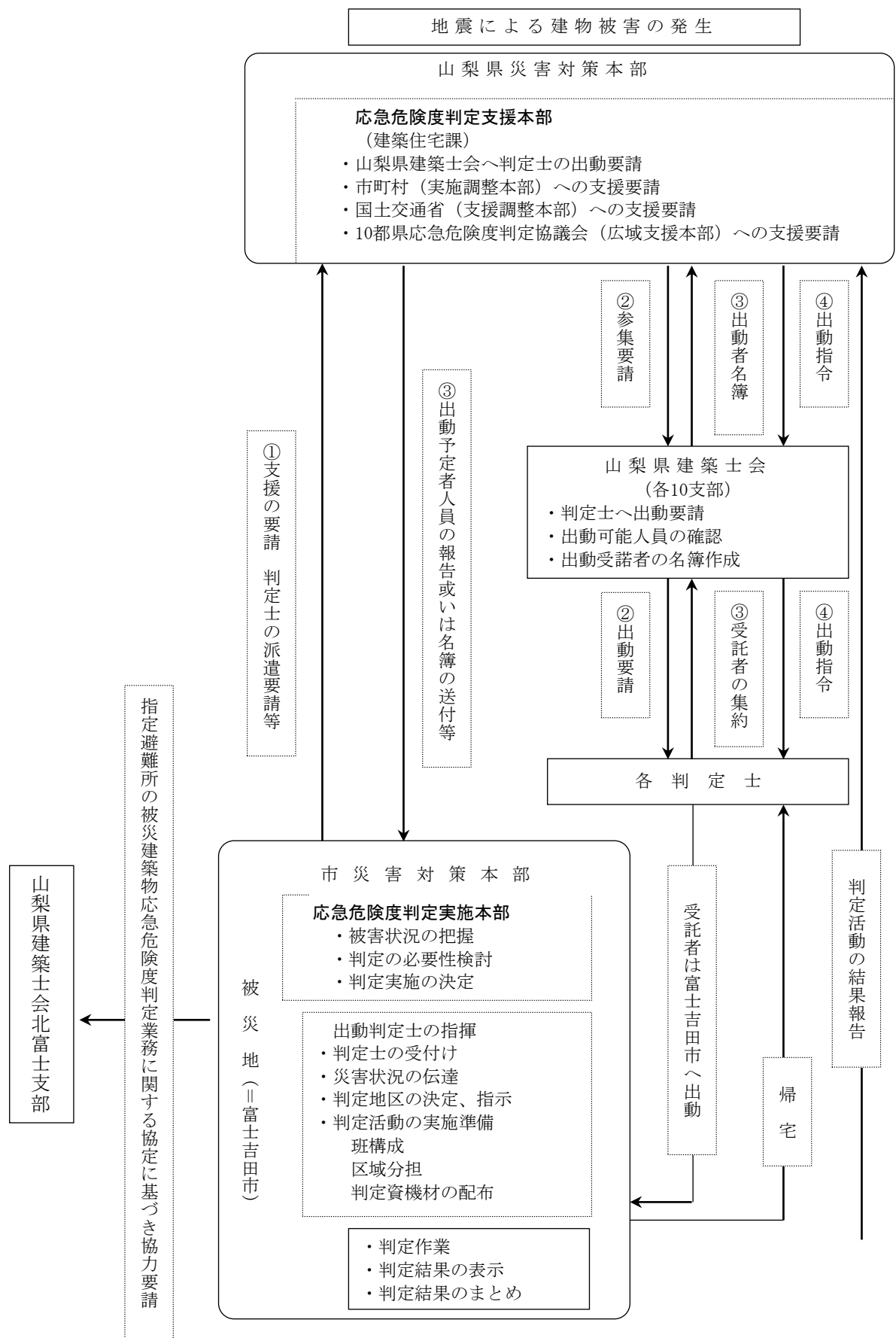
- ・判定実施の準備
- ・判定士の受け入れ準備
- ・判定士の受け付け
- ・判定士の判定作業の説明
- ・判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

第3 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所にはりつける。

【判定ステッカーの内容】

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	その建築物には立ち入らないこと。
要注意	黄色	立ち入りには十分注意すること。
調査済	緑色	建築物は使用可能



第 1 1 節 災害救助法の適用計画

一般災害編第 2 章第11節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第 1 2 節 避難計画

地震のため被害を受け、又は災害を受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

なお、この計画に定めない事項は、一般災害編第 2 章第12節「避難計画」の定めるところによるものとする。

第 1 避難所の設置基準

- 1 大規模地震にも耐えられる耐震構造のものとする。
- 2 地震に伴う火災(大震火災)が発生した際にも、その地域内の住民が火災が延焼拡大しても放射熱や煙におかされることなく、安全を確保できる場所として、地区内の人口に応じた有効面積と、いずれの地区からも避難者が容易に到着できる位置につくるものとする。

第 2 避難所の指定及び変更、解除

1 避難所の指定

市長は、地域人口と他の避難所との関係及び当該場所の地目等必要な調査を行い、避難所として適していると認めるときは、これを指定するものとする。

2 避難所の変更、解除

避難所が周辺の状況変化等により、収容人員、避難地区等を変更する必要がある場合又は避難所として適さなくなった場合には、これを変更、解除するものとする。

3 避難地区の割当

市長は、避難所の選定に伴って地域内の避難所の状況とその安全面横及び避難所に通ずる道路の状況並びに周辺地区の人口分布等を考慮し、避難地区の割当てを行い、地域住民にこれを周知徹底するものとする。

第 3 避難所の開設

市は、大規模な地震が発生した場合には、速やかに職員を派遣し、避難所を開設するものとする。開設する際には、直ちに次の処置を行い、避難者の保護にあたる。

- 1 救護所の設置を行う。
- 2 避難場所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住み分けを図る。
- 3 水道の損壊により断水となった場合は、仮設トイレの設置を行う。
- 4 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- 5 避難所の運営では、避難者、住民、自主防災会、ボランティア等の協力を得られるよう努める。

第4 要配慮者の指定

地震災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、要配慮者用の福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保するものとする。なお、福祉避難所については、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど十分な施設の確保に努める。

資料編 ・福祉避難所一覧（P77）

第5 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一でなく、各地区において、また災害の種類、規模により様々である。したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して次の事項を事前、事後に行うものとする。

- 1 家から最も近い避難場所を2箇所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- 2 避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- 3 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- 4 災害弱者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

第6 他地域からの避難者の受け入れ

市は、他地域からの避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努めるものとする。

第 13 節 給 水 計 画

一般災害編第 2 章第15節「給水計画」を準用する。

第 14 節 食料及び生活必需物資供給計画

一般災害編第 2 章第14節「食料供給計画」及び第16節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第 1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第 2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

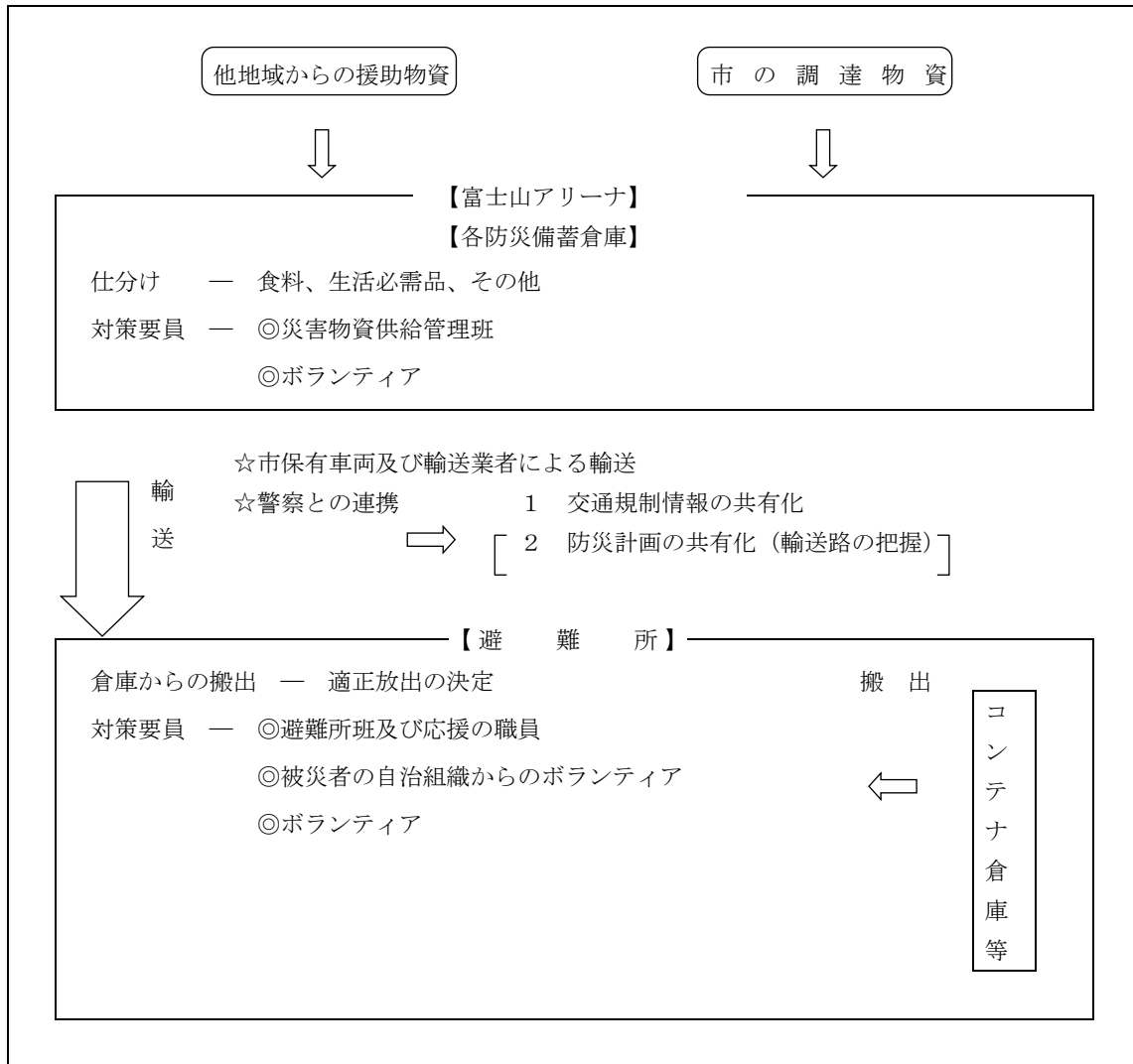
資料編 ・災害時相互応援協定一覧（P.29）

第 3 避難場所における物資等の供給

- 1 物資等の調達、配送等は次の区分にて行う。ただし、災害救助法が適用になった場合は、知事の指示により調達するものとする。
- 2 物資等が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行う。
- 3 震災による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心掛ける。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等、テレビ・ラジオの設置
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

第4 物資等供給までの流れ



第15節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

一般災害編第2章第17節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」を準用する。

第16節 医療助産計画

一般災害編第2章第18節「医療助産計画」を準用する。

第17節 防疫計画

一般災害編第2章第19節「防疫計画」を準用する。

第18節 廃棄物処理対策計画

一般災害編第2章第20節「廃棄物処理対策計画」を準用する。

第19節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第21節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、市防災行政無線又は市消防団無線の活用、若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防本部への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要請し、要救出者の救助を行う。

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書（P96）

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、富士吉田医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供するなど効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第 2 0 節 遺体の搜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第 2 章第22節「遺体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第 2 1 節 障害物除去計画

一般災害編第 2 章第23節「障害物除去計画」を準用する。

第 2 2 節 教 育 計 画

一般災害編第 2 章第24節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第 1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第 2 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒 ・ 在 校 中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。 2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。 3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。 4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。 6 その他の措置 上記のほか、市教育委員会の策定した「学校の地震対策の手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒 不在時	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設

1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第4 市立保育園

市立保育園における地震被災時の災害応急に係る計画は、一般災害編第2章第24節「教育計画」の定めによるもののほか、上記教育計画の規定に準じるものとする。

第 2 3 節 緊急輸送計画

一般災害編第 2 章第25節「緊急輸送計画」を準用する。

第 2 4 節 交通対策計画

一般災害編第 2 章第26節「交通対策計画」を準用する。

第 2 5 節 消 防 計 画

大規模地震による被害から、住民の生命、財産を保護するため、次のとおり効率的な消防活動を図るものとする。

なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第 2 章第27節「火災予防計画」の定めによるものとする。

第 1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

第 2 震災被害

第 1 に掲げるような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

1 初期活動

大地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 車両等の安全確保
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 消火活動

- (1) 大地震は、人命に対する多様な危険現象を複合的に発生させるが、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。

したがって、大地震時においては、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力をあげて火災の早期鎮圧及び延焼防止を図らなければならない。

- (2) 大規模火災又は爆発事故が発生し、消防各部の活動では効果が得られないと判断した場合は、速やかに災害対策本部長に増強隊を要請するとともに、消防団との積極的な協力活動を実施するものとする。

- (3) 火災の延焼が拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、近接市町村に応援を要請するものとする。

ア 応援部隊の集結場所の指定

- (ア) 応援部隊の集結場所を指定する。

- (イ) 集結場所には、地元の誘導部員を派遣しておく。

イ 応援部隊の水利の誘導

延焼阻止線に最も近いしかも安全な道路を選んで誘導する。

3 防火水利

大地震時には、消火栓の使用は不可能と予想されるので、自然水利、防火水槽又はプール等の水利を有効に利用して消火活動にあたるものとする。

4 救出・救助活動

大地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の混乱などが複合し、大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、防火活動に優先して行うものとする。

5 避難路の確保

- (1) 大地震時においては、二次災害による火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保するものとする。
- (2) 火災現場における避難誘導は、消防隊が消防団、地域住民の協力を得て、安全な一定区域まで行うものとする。

第2 地震発生時の警防対策

1 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近接住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防本部等との連絡に努めるものとする。

- (2) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防

止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

(3) 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

(4) 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各分団器具置場に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに器具置場に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。

- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

第3 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

第4 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第26節 生活関連施設の応急対策計画

第1 上水道施設応急対策

上下水道工務課は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、上水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

上下水道工務課は、富士吉田市管工事協会等へ協力を要請し、応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、外部公共機関、近県及び県内の水道事業者等並びに富士吉田市管工事協会等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から配水場に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

上下水道工務課は、工事業者等へ協力を要請し、応急復旧要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

上下水道工務課は、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

(5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 広報

上下水道工務課は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 避難所への電力供給を実施する。

第4 簡易ガス施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- 2 販売施設等は、安全点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 4 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、そ通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信がふくそう又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、ふくそう規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

- ア 可搬型衛星通信地球局による途絶の解消（災害時用公衆電話等、臨時回線の作成）
- イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ウ 可搬型デジタル無線装置による中継伝送路の応急復旧
- エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 宅地対策

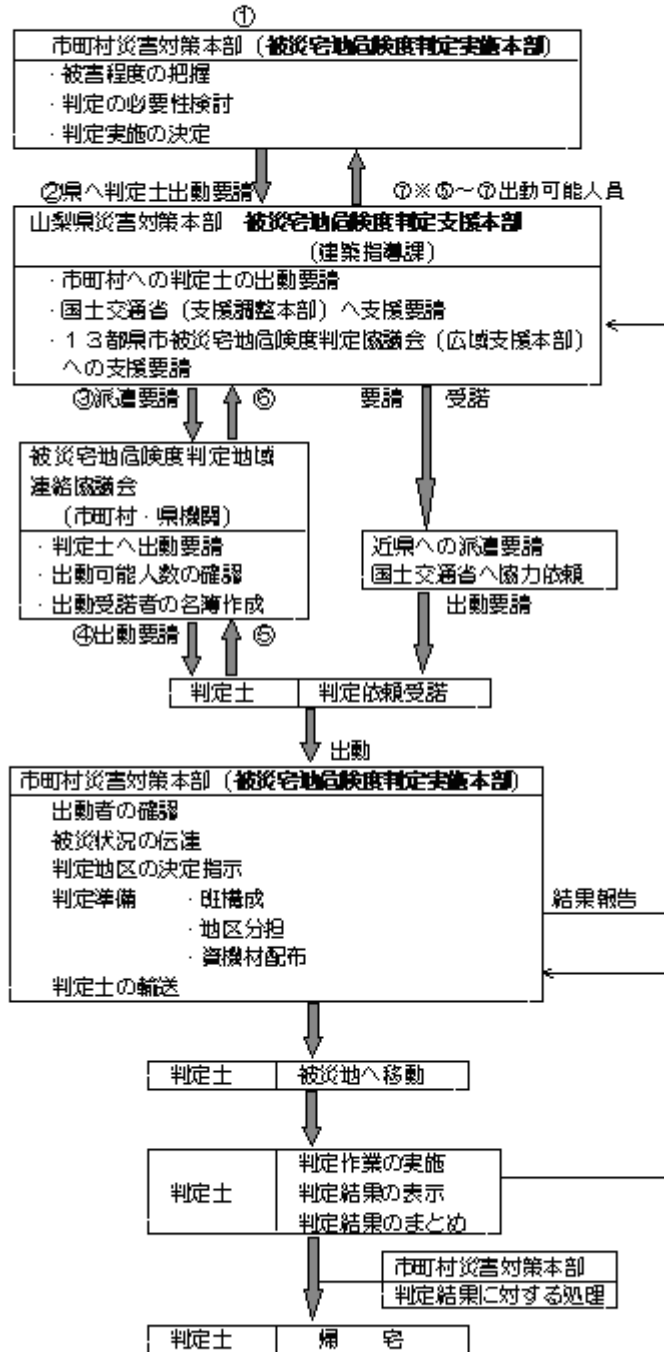
大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定は、市災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。

危険度判定

- ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。
- イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。
- ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

地震による宅地被害の発生



被災宅地危険度判定フロー

第 2 7 節 民生安定事業計画

一般災害編第 2 章第30節「民生安定事業計画」を準用する。

第 2 8 節 労働力確保計画

一般災害編第 2 章第31節「労働力確保計画」を準用する。

第 2 9 節 自主防災組織等協力要請計画

一般災害編第 2 章第32節「自主防災組織等協力要請計画」を準用する。

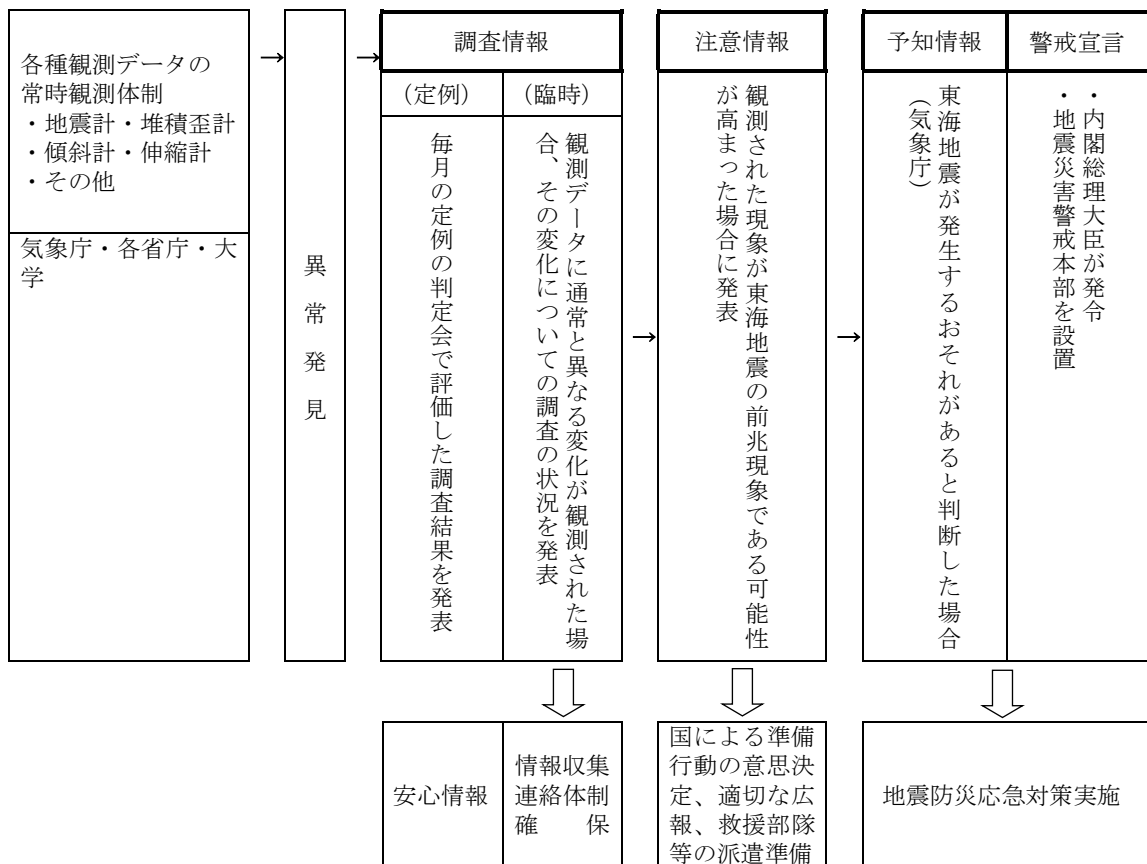
第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合等にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項を定め、本市の地域に係る防災関係機関及び住民等の実施する地震防災応急対策が即時に、また円滑に行えるよう万全を期するものである。

なお、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているところであるが、これは静岡県駿河湾から九州東方沖を広い震源域として、東海地震、東南海地震又は南海地震が発生することで、他も連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震のことである。本計画においては、これまでどおり駿河湾沖を震源とする東海地震に関する対策計画を記するものであるが、東南海地震又は南海地震の発生時においても、本計画に準ずる中で必要な措置及び対策を講じるものとして取り扱うこととする。

＜東海地震に関連する情報発表の流れ＞



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の対策体制及び活動

この章において、「東海地震調査情報（臨時）」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」は、それぞれ「調査情報（臨時）」、「注意情報」及び「予知情報」という。

第1 調査情報（臨時）発表時

1 配備職員

一般災害編第2章第2節「職員の配置及び動員計画」の富士吉田市災害対策本部配備基準に掲げる第1配備体制をとる。

2 住民への広報

市防災行政無線等により、資料編に掲げる広報例文等による広報を行い、調査情報（臨時）の内容と意味について周知を図り、平常時の行動を行いつつ続報に注意する旨呼びかける。

3 県、防災関係機関との連絡体制の確保

県、防災関係機関と連絡を密にし、情報収集連絡体制をとる。

資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報（P55）

第2 注意情報発表時

1 配備職員

富士吉田市災害対策本部配備基準に掲げる第2配備体制をとる。

2 情報の収集及び伝達

注意情報の発表時に係る情報の収集及び伝達を行う。

3 地震災害警戒本部の設置準備

大震法第16条の規定による富士吉田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置準備を始める。

4 住民への広報

市防災行政無線、広報車等により、資料編に掲げる広報例文等による広報を行い、注意情報の内容と意味について周知を図り、適切な行動を呼びかける。

5 その他の措置

(1) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整を図る。

(2) 警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備を始める。

(3) 県への要請、報告及び受入れの準備を始める。

(4) 必要に応じ、園児、児童、生徒の保護者への引き渡し等の安全確保対策の措置を講じる。

(5) 物資、資機材の点検、確認を行う。

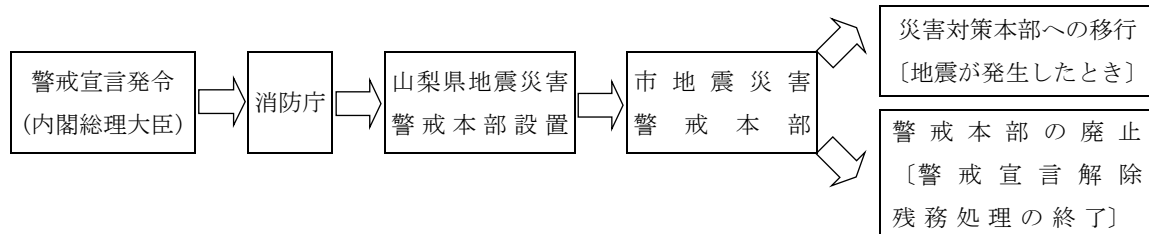
(6) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備を行う。

資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報（P55）
・事前避難対象地区（警戒宣言発令時）（P85）

第3 予知情報（警戒宣言）発表時

市は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 地震災害警戒本部の設置

(1) 設置場所

警戒宣言が発せられたときは、大震法第16条の規定により直ちに平常業務を停止し、警戒本部を市役所庁舎内に設置する。警戒本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に標識を掲示する。なお、注意情報が発表され、すでに警戒本部が設置されている場合は、その通りとする。

(2) 組織及び事務分掌

警戒本部の組織及び編成・分担は、富士吉田市地震災害警戒本部条例(昭和54年条例第12号)及び「大規模災害発生時における職員初期行動マニュアル」(要領)の定めるところによる。

(3) 本部長職務代理者

市長は、地震災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位 副市長

第2順位 防災対策主管部長

資料編 ・富士吉田市地震災害警戒本部条例（P13）

2 配備職員

全職員の参集を命じ、災害対策本部配備基準に掲げる第3配備体制（A配備又はB配備）をとる。

3 住民への広報

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、広報活動を行う。

4 地震災害警戒本部の活動内容

- (1) 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- (2) 自主防災会や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告
- (3) 避難の指示
- (4) 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設

- (5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
- (6) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- (7) 救急救助のための体制確保
- (8) その他市内での地震防災対策の実施

5 警戒本部の廃止

地震が発生し、地震災害に関し富士吉田市災害対策本部が設けられたとき、又は警戒解除宣言が発せられたときは本部を廃止する。

6 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。
なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮する。

第4 東海地震発生時と災害対策本部の業務

警戒本部から移行し、災害対策本部が設置された場合の業務は、第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- (1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 被害者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- (3) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- (4) 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- (5) 避難路の確保、避難所の設置運営
- (6) 物資等の供給、あつ旋及び備蓄物資の放出
- (7) ボランティアの受け入れ
- (8) 自主防災会との連携及び指導
- (9) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (10) 防疫その他の保健衛生
- (11) 緊急輸送道路の確保及び調整
- (12) 施設及び設備の応急復旧
- (13) 前各号の他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

第5 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制

1 職員の動員計画

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等、地震情報を常に知り得るように努めるものとし、出動命令を伝達された場合又は警戒宣言の発令等を知った場合は、直ちに参集場所に集合するものとする。

- (1) 市長は、富士吉田市地震災害警戒本部編成表（別表1、別表2）に基づく各班の災害応急活動を実施するに必要な職員の動員計画を策定するものとする。
- (2) 動員の伝達については、本部命令は企画部長から各部長に、各部長から各部員に伝達されるものとする。したがって、各部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。
- (3) 動員対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地よりの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認める者とする。

- (4) 各部長は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、防災対策主管部長と調整するなかで動員名簿を作成し、あらかじめ職員に通知する。

資料編 ・ 動員名簿 (P122)

2 地震防災応急対策要員の参集等

- (1) 消防団長は、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けた場合又は警戒宣言発令の報道に接した場合、消防団員に参集を命ずるものとする。
- (2) 消防団員は、地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、警戒宣言発令の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努めるものとする。
- (3) 消防団員の参集場所は、各分団の詰所とする。
- (4) 小・中学校、保育園及びその他市が管理する公共施設の参集等については、各施設において定めるところによる。
- (5) 市長は、参集の状況について、各機関及び各施設から報告を受けるものとする。

3 動員時の心得

(1) 参集時の服装と携帯品

貸与されている防災服とヘルメット及び軍手等を着用するものとする。参集時の携行品として、身分証、懐中電灯、携帯電話、着替え、雨具、飲料水と保存食、筆記用具等をリュックサック等に入れ、持参するものとする。

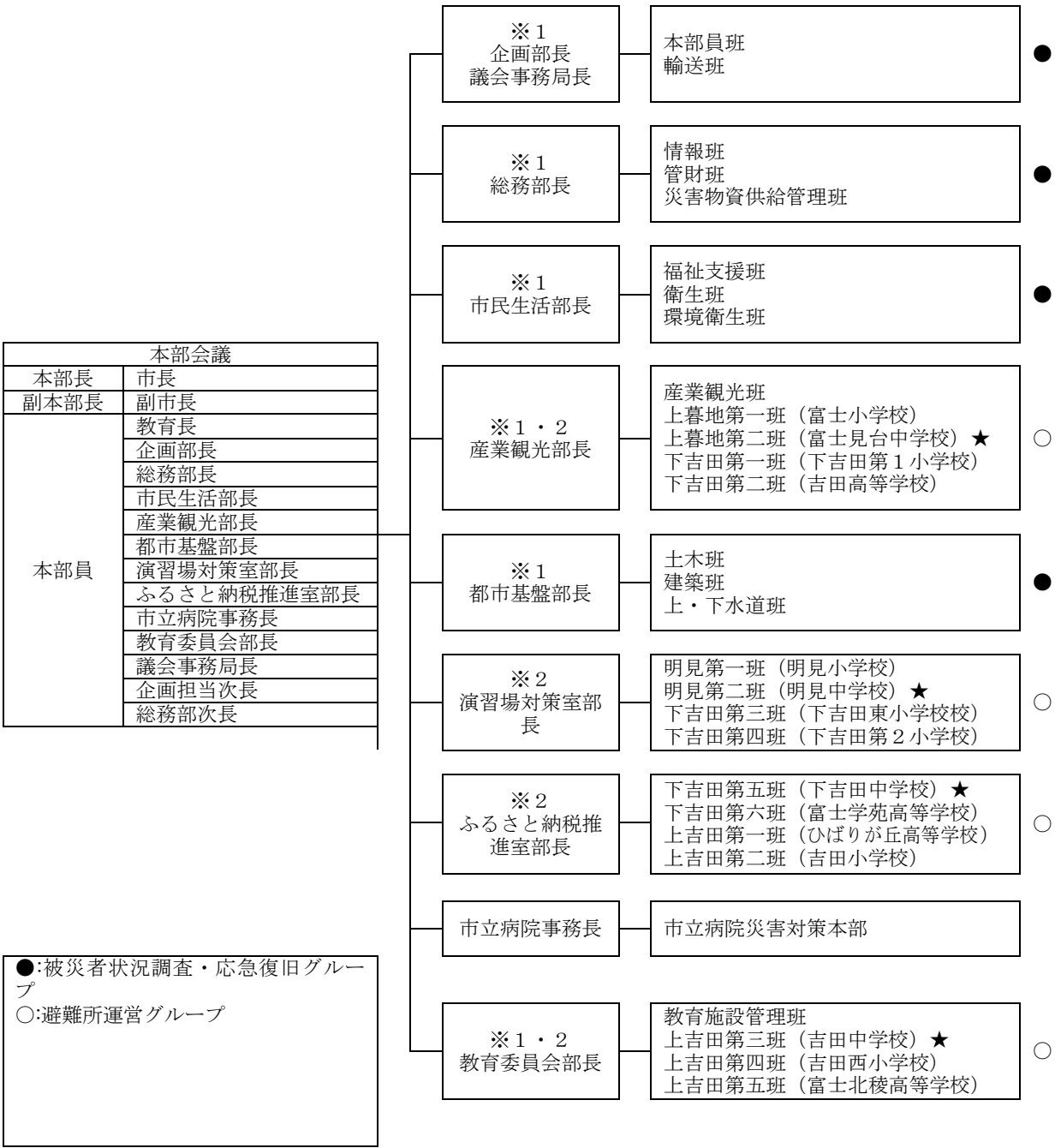
(2) 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

4 他機関との協力体制

他機関から派遣された本部員は、常に自己の機関と十分な連絡をとり協力体制をとるものとする。

別表 1 富士吉田市地震災害警戒本部組織図



別表 2

富士吉田市地震災害警戒本部事務分掌及び編成表

部	部 長	班	事 務 分 掌
企 画 部	企 画 部 長 議 会 事 務 局 長	本 部 員 班	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 各防災関係機関、他自治体への応援等の要請、報告、連絡調整に関すること。 3 防災無線等による情報周知に関すること。 4 報道機関への協力要請、報道対応、その他連絡に関すること。 5 住民組織(自主防災組織等)との連絡調整に関すること。 6 災害救助活動に伴う自治会等各種団体との連絡調整に関すること。 7 市議会との連絡調整に関すること。 8 その他災害応急対策全般に関すること。
		輸 送 班	1 応急機材、生活物資機材の搬送に関すること。 2 輸送に係る関係団体の応援、連絡調整に関すること。 3 その他輸送応急対策に関すること。
総 務 部	総 務 部 長	情 報 班	1 各班から発信される情報の整理、記録、統計に関すること。 2 整理した情報のフィードバックに関すること。 3 本部員班の応援に関すること。
		管 財 班	1 災害時の停電対策、電話交換等通信施設の確保に関すること。 2 災害用車両の確保及び配車計画に関すること。 3 市有施設の被害調査に関すること。 4 本部員班の応援に関すること。
		災 害 物 資 供 給 管 理 班	1 各防災備蓄倉庫の開錠、搬出物資機材の管理に関すること。 2 災害援助物資集積所の開設・運営に関すること。 3 災害援助物資の受け入れ、管理に関すること。 4 備蓄物資・援助物資の搬出に関すること。 5 その他、物資供給応急対策に関すること
市 民 生 活 部	市 民 生 活 部 長	福 祉 支 援 班	1 要配慮者の安否確認に関すること。 2 自主防災会、民生委員など要配慮者支援に係る団体への要請、連絡調整に関すること。

			3 避難所での要配慮者支援に関すること。 4 福祉避難所の確保に関すること。 5 福祉団体との連絡調整に関すること。 6 その他福祉支援応急対策に関すること。
		衛 生 班	1 避難所等の衛生指導等に関すること。 2 医師会等の応援要請に関すること。 3 災害対策用医療品の確保に関すること。 4 その他防疫応急対策に関すること。
		環 境 衛 生 班	1 環境処理施設の被害調査、施設確保に関すること。 2 指定避難所で発生するゴミの収集運搬処理に関すること。 3 街中で発生する災害ゴミへの対応に関すること。 4 オルソ等消毒剤の供与及び消毒作業の実施や指導など、被災者・被災地の防疫に関すること。 5 その他環境衛生応急対策に関すること。
産 業 観 光 部	産 業 観 光 部 長	産 業 観 光 班	1 観光、農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 観光関係団体との連絡調整に関すること。 3 観光客の避難救助に関すること。 4 その他観光応急対策に関すること。
都 市 基 盤 部	都 市 基 盤 部 長	土 木 班	1 優先道路の現況調査及び障害物除去による通行の確保に関すること。 2 市道、農道、林道、農地の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関すること。 4 その他災害応急対策に関すること。
		建 築 班	1 避難所等市有施設の応急危険度判定に関すること。 2 各所から派遣されて来た応急危険度判定士のコーディネートに関すること。 3 他の関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関すること。 4 その他災害応急対策に関すること。
		上 ・ 下 水 道 班	1 指定避難所への給水 2 断水地区の調査及び復旧 3 下水道施設被害の調査及び復旧 4 排水困難地区における排水自粛の呼び掛け 5 その他上・下水道応急対策に関すること。
産 業 観 光 部 演 習 場 対 策 室 教 育 委 員 会	教育委員会部長	避 難 所 班	1 避難所の開設・運営に関すること。 2 避難所内現地対策本部に関すること。

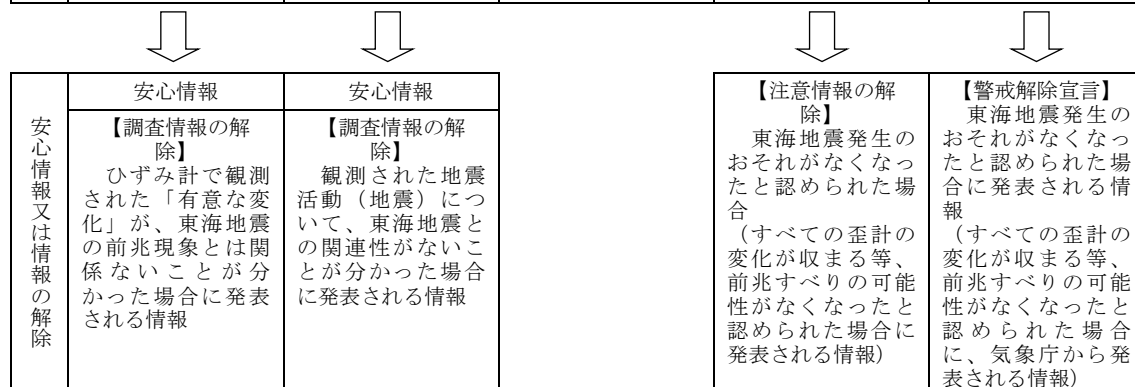
ふるさと納税推進室			3 炊き出し等へ協力してもらう団体との連携に関すること。 4 避難所内救護所、避難住民、傷病者の受け入れと重傷者の市立病院への搬送手配に関すること。 5 各班受持ちとなっている避難場所から指定避難所への避難住民の誘導支援に関すること。 6 市災害対策（警戒）本部との連絡調整に関すること。 7 その他避難所応急対策に関すること
教 育 委 員 会		教育施設管理班	1 教育関係施設及び社会体育施設の被害調査に関すること。 2 児童、生徒の安全確保・安否確認に関すること。 3 被災児童・生徒の被害調査に関すること。 4 その他災害応急対策に関すること。

第3節 情報活動

第1 地震予知に関する情報等の伝達

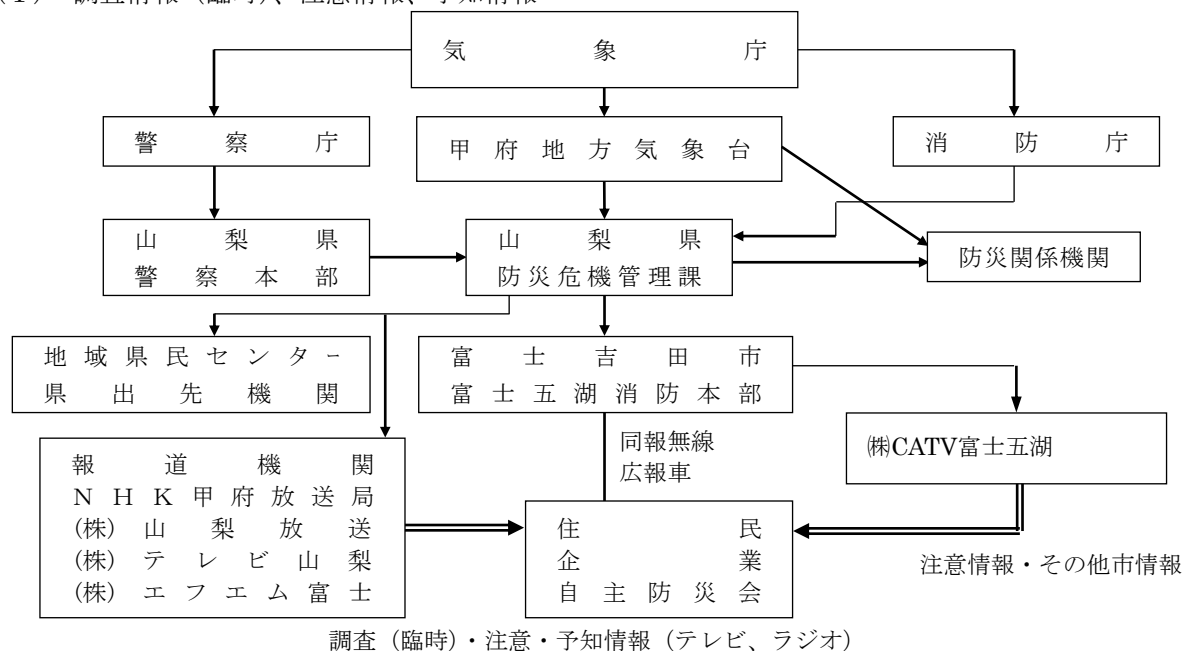
1 情報の種類及び内容

情報 報の類	調査情報（臨時）		注意情報	予知情報
		安心情報		
内 容	少なくとも1箇所の歪計で「有意な変化」が観測された場合で、歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合に発表される情報	顕著な地震活動（地震）が発生した場合で、観測された地震活動（地震）について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合に発表される情報	顕著な地震活動（地震）が発生した場合で、発生した地震活動（地震）が直ちに東海地震と関連性がないと判断できる場合に発表される情報	2 箇所の歪計で「有意な変化」が観測された場合で、歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆すべりによるものである可能性が高まった場合に発表される情報
				【警戒宣言発令】 3 箇所の歪計で「有意な変化」が観測された場合で、内閣総理大臣が地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認める場合に発表される情報 （歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆すべりによるものと認められた場合）

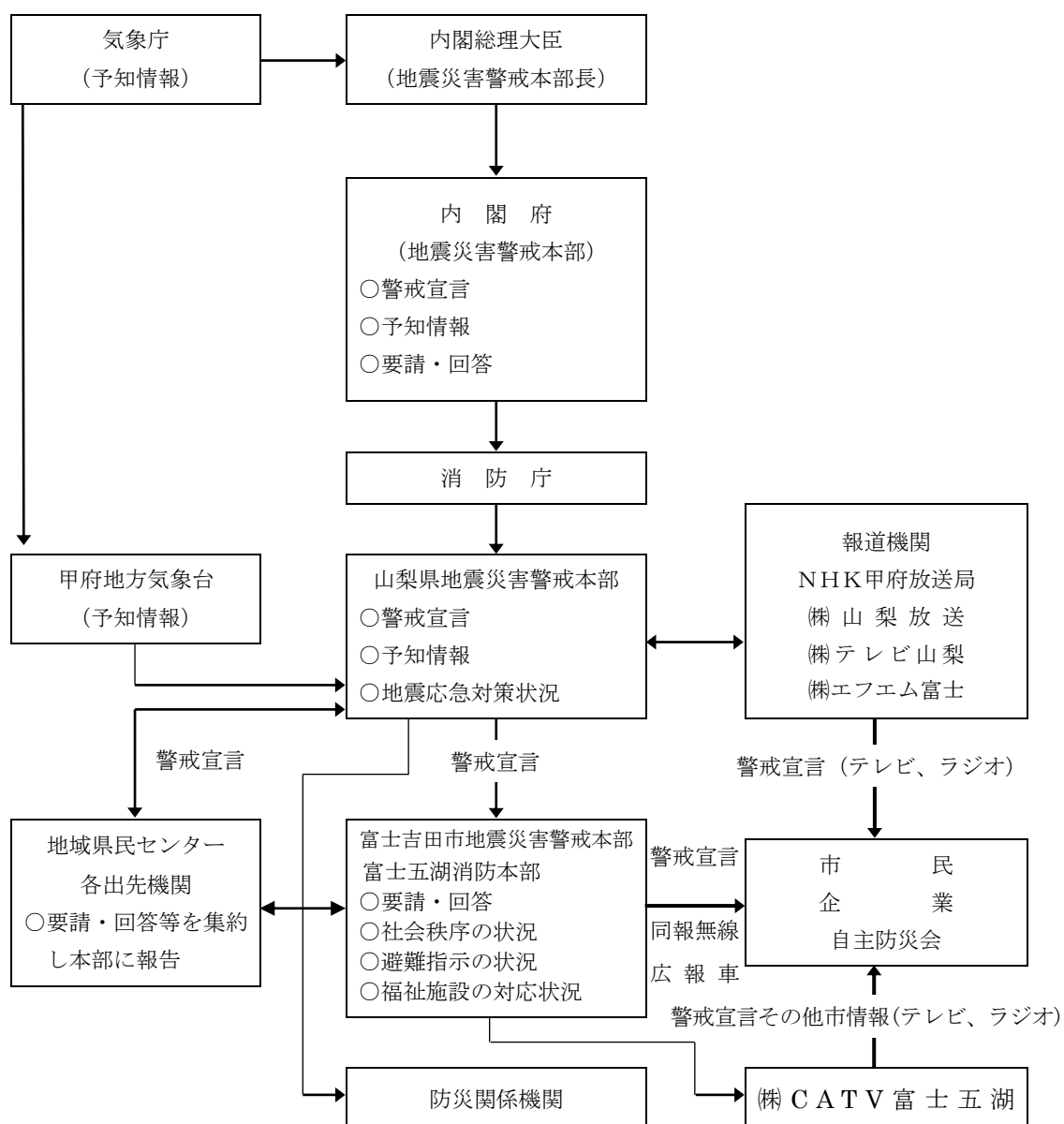


2 情報の連絡及び通報

(1) 調査情報（臨時）、注意情報、予知情報

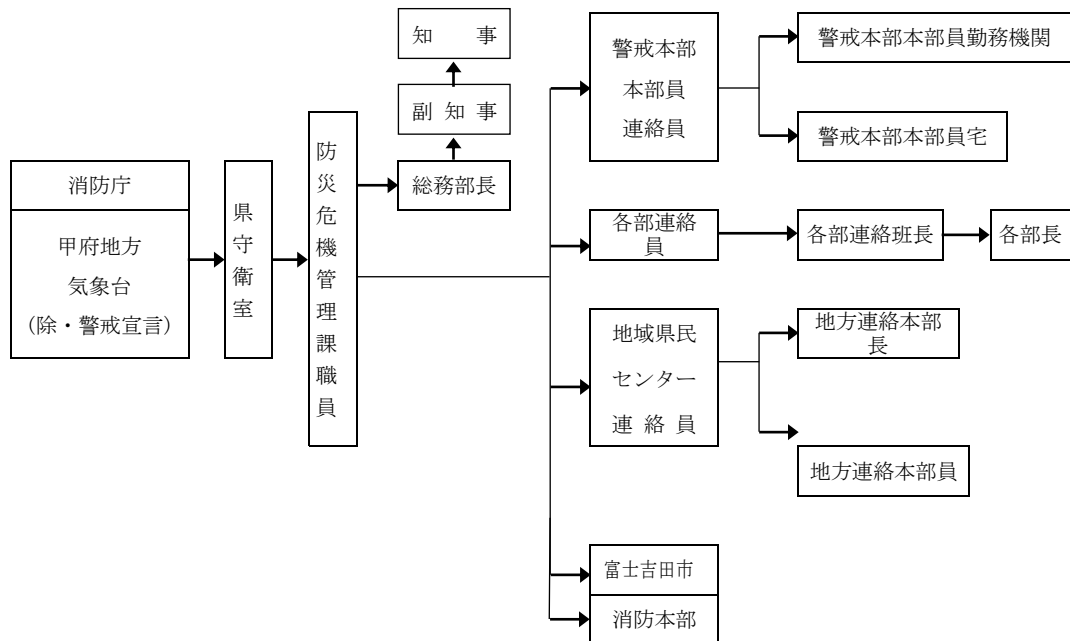


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

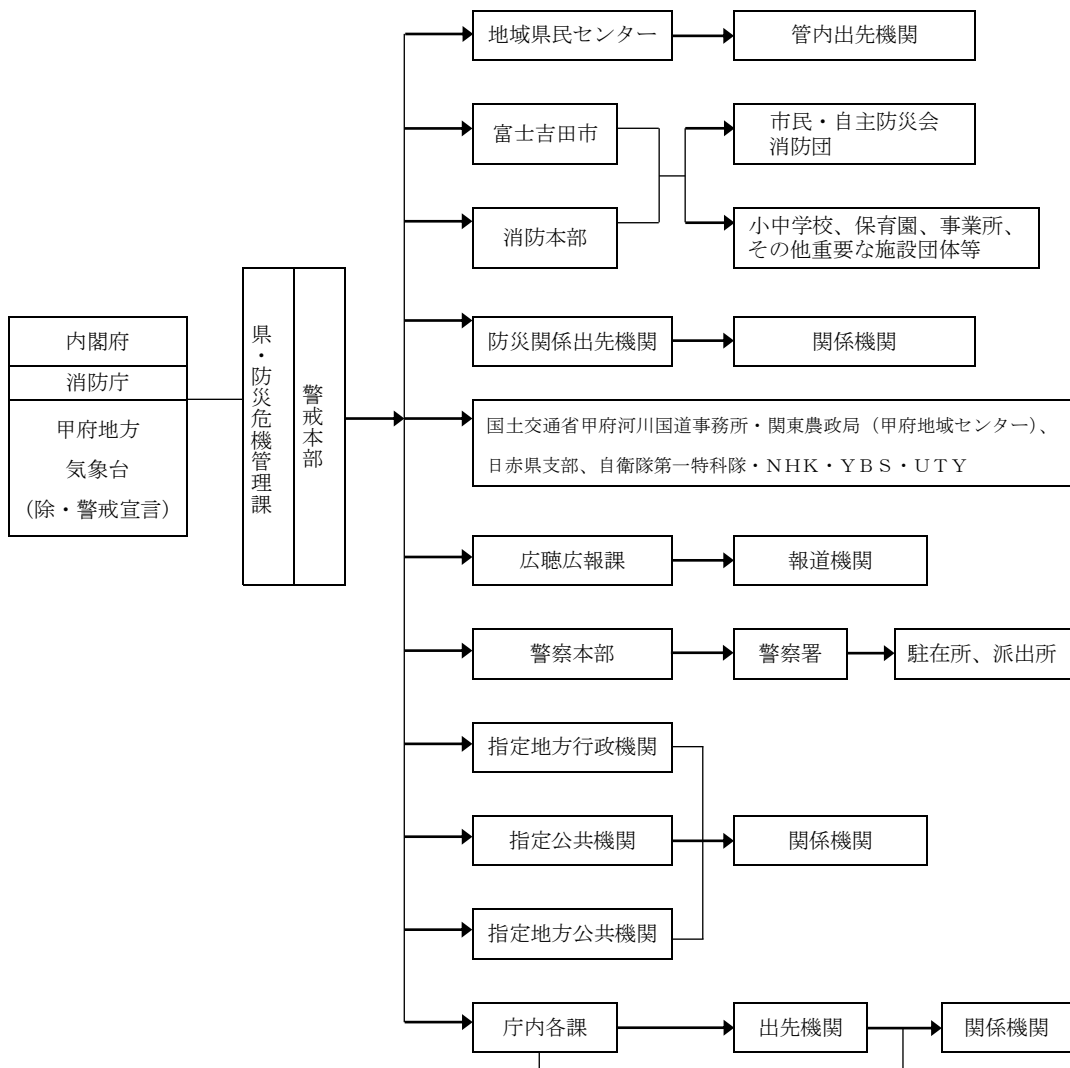


3 県内各機関への各種伝達系統図

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

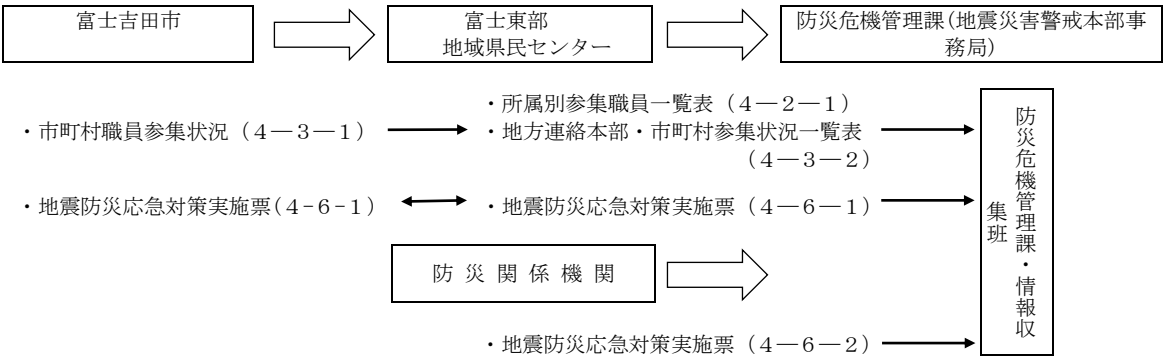
市は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
市→富士東部地域県民センター→県警戒本部	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数、ボランティアニーズの把握
市→富士東部地域県民センター→県福祉保健部→県警戒本部	保育を停止した保育園数、保育園に残留している児童数
市教育委員会→富士東部教育事務所→県教育委員会→県警戒本部	授業を停止した幼稚園・小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数 （私立は、県総務部→県警戒本部） （県立高校・特殊学校は、県教育委員会→県警戒本部）
市→富士東部地域県民センター→県商工労働部→県警戒本部	主要スーパーの営業停止店舗数

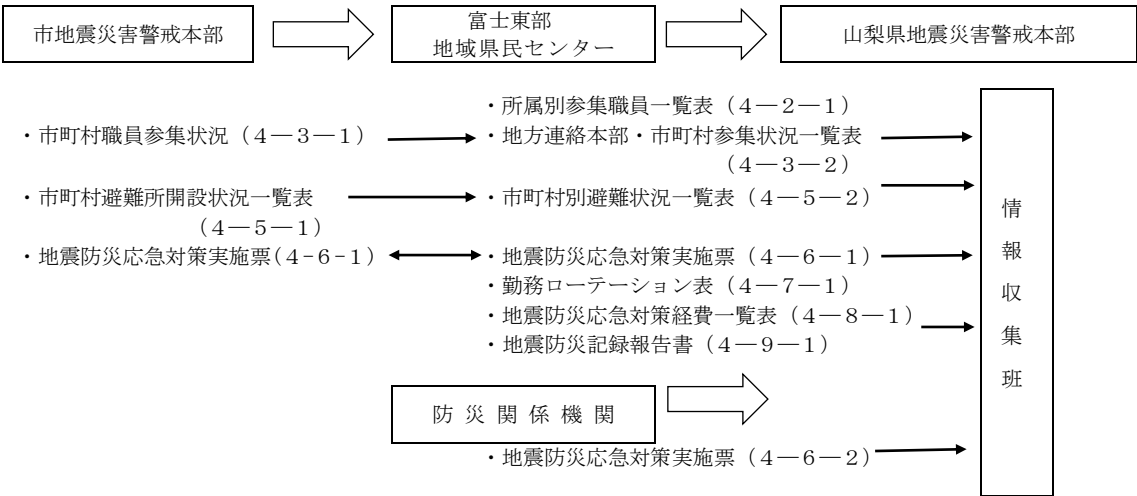
3 「東海地震に関連する情報」発表時の県への報告

「東海地震に関連する情報」発表時の県への報告は、次の様式をもって行う。

（東海地震注意情報発表時）



（東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時）



資料編 ・「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式（P123）

第4節 広報活動

警戒宣言等の地震予知に関する情報が発せられた場合の広報活動については、保有するあらゆる広報機能を活用するとともに、報道機関等の協力を得て、直接市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

第1 広報活動体制

一般市民、地区自主防災会並びに滞在者等に対する広報は、確実、迅速かつ広範囲に伝達されるよう、あらゆる広報手段（防災行政放送、市ホームページ、広報車、サイレン・警鐘、冊子、Ｌアラート、エリアメール、防災アプリ、ヤフージャパン、自主防災会を通じる伝達ルート、CATV富士五湖との放送協定による放送等）により行うものとする。一般市民に混乱のないように広報放送文等については、平易な表現を用いるものとし、あらかじめ担当部内において調整するものとする。

1 市からの伝達

市職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。また、住民からの問い合わせに対応できるよう、状況に応じ問い合わせ窓口を設置する。

(1) 防災行政放送の利用

市内に設置している広報用スピーカーにより行う。

市防災行政放送施設の設置状況は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 広報車の利用

市が管理所有している広報用自動車を緊急輸送車両として登録し伝達を行う。

2 消防団等からの伝達

消防団長及び分団長に対し電話等を通じて伝達を行うとともに、一般住民に対しては消防車により各分団の区域を拡声機により行い、さらにサイレン及び警鐘等により伝達を行う。

自治会長（自主防災会長）は、その地域内の住民に対して域内の放送設備又はハンドマイク等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

資料編	・市防災行政用放送設置状況（P41） ・東海地震関連情報の伝達表（P123）
-----	---

第2 広報内容

1 広報を行う必要がある項目

項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調査情報（臨時）、注意情報、予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 強化地域内外の生活関連情報

- (5) 事前避難対象地区以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 住民・事業所等のとるべき防災措置及び冷静な対応行動の指針
- (7) 自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- (8) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (9) 市の準備体制の状況
- (10) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

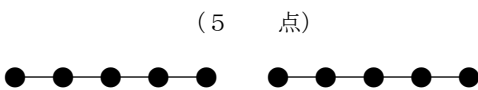
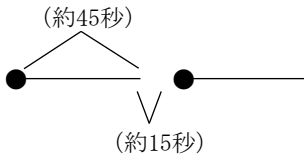
2 市民、滞在者に対する広報文例

市民、滞在者に対する広報文例は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報（P55）

第3 警鐘・サイレンによる地震防災信号

警鐘・サイレンによる防災信号は、大規模地震対策特別措置法施行規則第4条に定める次の地震防災信号を使用する。

警 鐘	サ イ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第4 広報活動の協力体制

一般市民に対する広報については、市の広報体制及び㈱CATV富士五湖との放送協定による放送のほか、報道機関、アマチュア無線クラブ等の協力を求めるものとする。

資料編 ・報道機関一覧（P63）

第5節 避難活動

警戒宣言が発せられた場合、住民を一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の実施責任者

避難指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次の実施責任者である市長を中心として相互に連絡を取り市民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- (1) 市長（大震法第21条、災対法第60条）
- (2) 知事又はその命を受けた県職員（大震法第21条、水防法第29条）
- (3) 水防管理者（水防法第29条）
- (4) 警察官（大震法第25条、災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難の指示の基準

警戒宣言発令時には、地震による災害の発生が予想される地区（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる。なお、注意情報の発表時において、避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等災害時要援護者の避難を実施することができる。

第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる事前避難対象地区は、資料編に掲げるとおりであり、その指定基準はおおむね次のとおりである。

- (1) がけ地、山崩れ崩落危険地域
- (2) その他市長が危険と認める地域

2 事前避難対象地区住民等への周知

事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の種類
- (3) 避難場所（資料編に掲載のとおりとする。）
- (4) 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- (5) 避難場所に至る避難路
- (6) 車両による避難が行われる地域及び対象者
- (7) 避難の指示の伝達方法
- (8) その他避難に関する注意事項（集団避難、防犯、持出品、服装、車の使用禁止など）

第4 避難の指示

大規模地震対策特別措置法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業のうち、事前避難対象地区地区内にあるものを管理し又は運営する者は、施設又は事業の従事者、収容者、入場者等に対し、第3の各号に掲げる事項についてあらかじめ十分な周知を図るものとする。この場合において、学校については、第3の各号に掲げる事項に加えて、児童・生徒の引渡し方法及び登下校時の措置について保護者に対し周知を図るものとする。不特定多数を収容する施設又は事業所は従業員、客等を市の指定する避難場所へ避難させた場合には、市への引き継ぎを行うとともに、滞留旅客の救護のため市に協力するものとする。

—— 大震法第7条第1項に掲げる施設 ——

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設
- (2) 石油類、火薬類、高压ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

第5 事前避難の指示

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、事前避難の指示を行い、又は警戒区域の設定を行うとともに次の措置をとるものとする。

- 1 市防災行政放送、防災信号、広報車、CATV、エリアメール、Lアラート、防災アプリ等による避難指示等の周知措置
- 2 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関による放送依頼
- 3 対象地区の自主防災会、施設及び事業所への通知及び集団避難等の指導
自主防災会への指導内容としては、おおむね次のとおりである。
 - (1) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - (2) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - (3) 避難場所の点検及び収容準備
 - (4) 収容者の安全管理
 - (5) 負傷者の救護準備
 - (6) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- 4 富士吉田警察署長への避難指示等を行った旨の通知
- 5 県公安委員会（富士吉田警察署）への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- 6 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検・整備
- 7 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
- 8 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
- 9 施設、事業所並びにその他から避難した者の引継ぎ時期及び方法についての措置
- 10 災害救助法の適用となる避難対策についての適切な対応
- 11 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応
- 12 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施

第6 避難誘導のため必要な措置

- 1 第3で指定された避難場所が、火災その他により、安全が確保できなくなると予想される場合は、市長は避難場所の変更を指示し、避難者をより安全な避難場所に誘導するものとする。
- 2 第4に掲げる避難の指示があったときは、地域の自主防災会及び施設又は事業所の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画及び市警戒本部の指示に従い、住民又は入場者、従業員等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 3 住民が自主的判断により避難の開始をした場合には、避難誘導責任者は、遅滞なく地震災害警戒本部長に通報するものとする。

第7 帰宅困難者、滞留旅客対策

市は、帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）の発生の抑制及び発生した場合の対策として、次の措置を講じる。

1 情報提供

バスの運行、高速道路の通行等に関する情報等必要な情報を提供し、帰宅困難者等の発生抑制に努める。

2 避難場所の設置

市は、帰宅困難者等が発生した場合、避難所の提供、避難誘導等の保護措置をとり、安全の確保に努める。

第8 要配慮者の避難

各地域の自主防災会は、あらかじめ在宅の高齢者、乳児、幼児、障害者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

- 1 警戒宣言に基づき、市長から第4に掲げる避難の指示が行われたときは、介護を要する者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、市は自主防災会を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 2 警戒宣言が発せられた場合、市は介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

なお、介護を要する要配慮者を収容するにあたって、必要に応じて資料編に掲げる施設を福祉避難所として開設し、障害者や寝たきりの高齢者等を収容するものとする。

資料編 ・ 福祉避難所一覧（P77）

第9 指定避難所における避難生活の確保

- 1 市が設置した指定避難所には、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備並びに情報連絡のため市職員、消防団員を派遣し、又は消防職員、警察官等の派遣要請を行い、可能な限り救護所、夜間照明等の設置を行う。
- 2 飲料水、毛布等については市が供与する。
- 3 ビニールシート、テント等の野営資材は、市のみならず住民、自主防災会等においても準備するよう依頼する。
- 4 食料等の生活必需品は、市でも調達を行うが、住民においても各人が3日分を用意し、さらに保存できるものは1週間分を用意する。

- 5 市は、旅行者等で滞留となった者の避難生活について、十分検討し、関係機関と協議する。
- 6 市は、生活必需品の不足している者に対し、あつせんに努める。
- 7 避難所では、自主防災会の単位で行動する。
- 8 重度障害児者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。

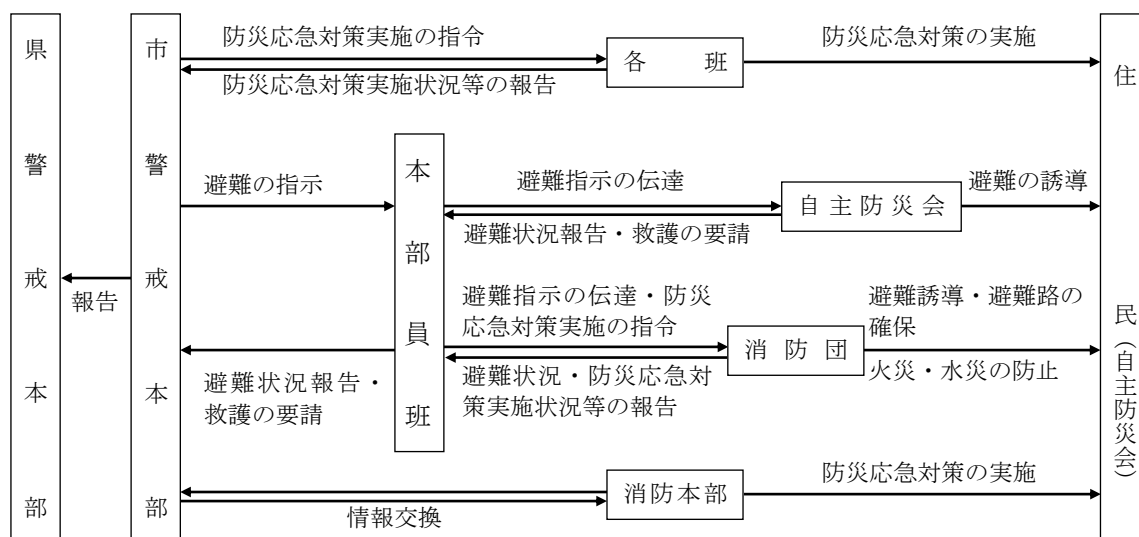
第10 救護に必要な物資等

市は、第9に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- 1 食料及び資機材等の備蓄物資並びに人員の避難場所への輸送措置
- 2 流通在庫の放出等の要請
- 3 県及び他の市町村が備蓄している物資等の放出等の要請
- 4 その他必要な措置

第6節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等

地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を的確に把握するために、防災関係機関及び自主防災会等と緊密な連絡をとり、応急対策に必要なあらゆる情報の収集、伝達に努めるものとし、情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。



第1 避難状況等の報告

避難状況等の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

1 避難の経過に関する報告

避難に伴い危険な事態その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとられた措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項

2 避難の完了に関する報告

避難場所、避難した者及び救護を要すると認められる者の人数並びにこれらの者の救護その他保護のため必要と認める措置に関する事項

3 1の報告は、当該危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに、2の報告は、避難に係る措置が完了した後速やかに行うものとする。

第2 実施状況の報告

1 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、次の事項ごとに行うものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備並びに点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

(6) 緊急輸送の確保に関する事項

(7) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行う。

第3 県警戒本部への報告

市は、資料編に掲載する「警戒宣言による避難状況報告書」を用いて県防災行政無線、FAX、電話等により速やかに県警戒本部に報告するものとする。

資料編 ・ 警戒宣言による避難状況等報告書（事前、緊急、発災後）（P124）
--

第7節 消防、水防等計画

警戒宣言発令時等における消防、水防活動については、一般災害編第2章第27節「消防計画」、第28節「水防計画」、本編第3章第25節「消防計画」に定めるもののほか、活動については、次のとおりとする。

第1 消防機関の活動

地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、現有消防力の有機的運用を期するとともに、効率的な消防活動を図るものとする。

- 1 消防車、資機材、施設の安全策と点検・整備及び消防水利の確保
- 2 食糧・飲料水・燃料の確保
- 3 消防団員の人員の確保と部隊編成
- 4 火気使用制限と各戸への防火パトロール及び初期消火体制の確立
- 5 火災危険地域等の部隊の重点配備
- 6 東海地震関連情報等の収集・伝達及び周知広報体制の確立
- 7 消防活動が効率的に行えるよう情報の収集・伝達のための通信体制の整備
- 8 庁舎照明及び各種通信機等を維持するための電源を確保
- 9 事前避難対策地区における避難の指示、誘導及び避難路の確保、その他の地区の場合は自主避難及び避難の準備の指導
- 10 施設、事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示
- 11 高所見張所の設置
- 12 自主防災会等の防災活動に対する指導、協力
- 13 その他必要な措置

第2 水防活動

水防機関は、次の事項を重点として、必要な措置を講じるものとする。

- 1 水防資機材の点検
- 2 水防体制の確立
- 3 重点点検箇所における巡視、警戒

第8節 住民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

- (1) 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- (2) 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんする。
- (3) 警戒宣言発令期間が長期化して、物資がひっ迫したときには緊急の措置を講じる。

2 警戒宣言発令時の市の業務

警戒宣言発令時においては、1の基本方針に沿い、次の業務を行う。

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又はあつせん
- (2) 緊急物資の在庫状況の把握と供給体制の整備
- (3) 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請
- (4) 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- (5) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

3 東海地震発生後の食料及び生活必需品調達体制

東海地震発生後の市の食料及び生活必需品調達体制については、一般災害編第2章第14節「食料供給計画」及び第16節「生活必需物資供給計画」の定めるところによる。

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言が発令された場合、発災後の水道施設の損壊等による給水不能の事態が予想されるため、次の処置を講ずるものとする。

1 飲料水供給の確保と継続

警戒宣言時において、飲料水の供給を確保し各所における緊急貯水に対処するため、市は、次により給水を継続強化するための方法を整備しておくものとする。

- (1) 警戒宣言時には一斉に緊急貯水が行われることが予測され、一時的に水圧が低下し減水や部分断水も予想されるが、施設の能力をフルに活用する。
- (2) 水源地においては、通常の取水を確保するほか増量取水に努め、水需要に対処する。
- (3) 井戸等のうち、水質、水量等使用可能なものについて、取水ポンプ、滅菌装置等を設置して緊急取水する。
- (4) 各配水池の機能を維持するため、水位調整等の方途を講ずる。

2 各所における緊急貯水

平常時より緊急飲用水として貯水されたもののほか、警戒宣言時には一斉に緊急貯水が行われることが予測され、一時的な水圧低下や部分断水も予想されるが、施設の能力をフルに活用するほか、適時に次のような情報連絡・広報を行う。

- (1) 避難所での受水槽の点検、非常用受水槽の設置及びプール等への貯水

- (2) 医療機関等重要施設における受水槽の有効的活用及び貯水
- (3) 一般家庭での最低必要飲用水の有蓋容器（ポリタンク）や浴槽等への貯水
- (4) 緊急貯水における衛生上の注意等

3 応急対策の確認及び準備行動

地震発生とその被害に備え、水道施設への貯水や応急復旧体制の整備を行う。

- (1) 応急復旧人員の確保、応急対策の方法、優先順位、二次災害防止のための措置の確認
- (2) 取水・浄水・配水施設等の主要施設の巡回点検及び監視体制の強化
- (3) 機器等の転倒・落下防止、出火防止等の安全措置
- (4) 工事の中断及び保安措置（掘削工事での埋戻しを含む）
- (5) 各種電子情報のバックアップ
- (6) 応急対策用地図情報の出力及び複写
- (7) 配水池等貯水可能な水道施設への満水作業
- (8) 給水タンク車、浄水機、仮設給水栓等の応急給水用資機材の点検整備
- (9) 応急復旧用備蓄資材及び車両の点検整備及び確保
- (10) 自家用発電装置、可搬式発電機等の点検整備及び燃料確保
- (11) 無線通信機等の通信手段の確保
- (12) 滅菌用薬品の点検及び確保
- (13) 臨時の水質検査準備
- (14) 富士吉田市管工事協会等の協力内容方法の確認
- (15) 他の水道事業者等関係機関の応援準備要請

4 東海地震発生後の応急給水体制

東海地震発生後の市の応急給水体制については、一般災害編第2章第15節「給水計画」に定めるところによる。

資料編 ・ 応急給水車両及び機器材等の現況（P 86）

第3 医療活動

地震発生に備え、県関係機関等との連携を密にし、医療救護体制を確立するために次の措置をとる。

1 救護所の設置

- (1) 市は、避難所を開設した場合、発災に備え同所に医療救護所を設置する。救護所を設置する場所は、原則、指定避難所とする。
- (2) 医療救護所には、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備する。
- 2 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。
- 3 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入れ体制について確認する。

4 東海地震発生後の医療体制

東海地震発生後の市の医療体制については、一般災害編第2章第18節「医療助産計画」に定めるところによる。

資料編 ・ 医療機関一覧（P 4）

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

1 清掃

大地震の場合は、相当な被害が予想されるため廃棄物処理にあたっては、発災後に備えて十分対応できる体制を確立しておくものとする。

(1) し尿処理対策

警戒宣言が発令された場合は平常のし尿処理業務を中止する。収集過程における直営許可車両は、運搬するにあたり交通規制をうけるので、緊急輸送路等も十分考慮のうえ可能な限り処理場に搬入するよう配慮する。

処理業務は中止されているので、搬入不可能と予想されるものについては消毒措置を十分に埋立処分を行う。

(2) 仮設トイレの設置

仮設トイレ・ポータブルトイレの備蓄は、市単独での保管には限界があるので、山梨県及び災害協定締結市町村・仮設トイレレンタル事業者等と連携を図るものとする。

(3) 仮設トイレのし尿収集・運搬・処理

市単独での収集・運搬処理体制には限界があるので、山梨県及び災害協定締結市町村、事業者等と連携を図り、非常時の相互支援体制を確立する。

2 ごみ処理

(1) 警戒宣言が発令された場合、環境美化センターにおいては、ごみ運搬車等の収集状況を考慮して、できるだけ早い時期に作業を中止する。中止後に搬入されたものについてはピットの中に入れるか、埋立処理を行う。

(2) また、各家庭に対しても警戒宣言が発令された場合、たとえ収集日であっても、交通障害をきたすので集積場所に搬出しないよう平常より広報活動を行う。

(3) 発災後は、避難所で排出されるゴミも含め、あらゆる廃棄物が同時に多量に排出されることが想定されるため、仮置場として使用できる多目的空間地（公共の空き地・公園等）の確保やその収集体制の確立しておく。

3 消毒

災害時における感染症の多発流行に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定するところにより、迅速かつ的確な防疫活動により感染症の発生を防止する。発災後の感染症を予防するため、消毒を担当する班を編成し、消毒体制を確立しておく。

4 清掃、防疫用資機材の準備

富士東部保健所に連絡の上、指定業者、災害協定締結市町村等から資機材の調達準備を行い、薬剤等については、市の薬剤師会（市内薬局・薬店）等に協力を要請し、その確保を図る。

5 東海地震発生後の清掃、防疫等保健衛生活動体制

東海地震発生後の市の防疫・保健衛生体制については、一般災害編第2章第19節「防疫計画」に、清掃体制については、同じく第20節「廃棄物処理対策」に定めるところによる。

資料編	・ 消毒用機材一覧（P86） ・ 市内薬局・薬店一覧（P7）
-----	-----------------------------------

第9節 防災関係機関の講ずる措置

第1 電力（東京電力パワーグリッド（株））

1 注意情報が発表された場合

- (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
- (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
- (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
- (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
- (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電力の安全措置に関する広報を行う。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
- (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。
- (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 市の講ずる措置

地震発生時に備えて、避難所における電力の確保を要請する。

第2 通信（NTT、エヌ・ティ・ティ・ドコモ）

1 注意情報が発表された場合

「情報連絡室」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) 「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。
また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- (3) 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

3 市の講ずる措置

災害用伝言ダイヤルの提供がされた場合は、避難所への掲示、防災行政無線による広報その他

の方法により住民へその旨周知する。

第3 ガス（吉田ガス）

1 注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) ガスの供給継続を確保する。
- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

3 市の講ずる措置

地震発生時に備えて、LPガス事業者に対し、ガスボンベの転倒防止、ガス栓の閉止等の広報について、徹底を要請する。

第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、すべての業務を停止することができる。
ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。
- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
- (3) 上記の(1)や(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。
- (4) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
- (5) 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

(6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 (1)は、「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

3 市の講ずる措置

パニックが起こらないよう住民に対し、金融機関の営業状況を周知する。各金融機関に対しても、パニック防止に配慮するよう要請する。

第5 鉄 道（富士急行）

1 注意情報が発表された場合

(1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

(2) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

(1) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行うものとする。

(2) 地震防災対策強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。

(3) 地震防災対策強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させるものとする。

(4) 駅構内の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議するものとする。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、市の定める避難地に避難させるものとする。

(5) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容するものとする。

(6) 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をするものとする。

(7) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、市と連携した対策を行うものとする。

3 市の講ずる措置

(1) 注意情報発表時には、市防災行政無線、広報車等により次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生防止に努める。

ア 不急の旅行や出張等の自粛

イ 警戒宣言発令後の運転中止に備え、早期帰宅の呼びかけ

(2) 警戒宣言発令には、次の業務を実施する。

ア 市内で発生した滞留旅客については、人数等状況の把握に努め、食料、飲料水、物資、避難場所等の提供を行う。

イ 可能な範囲での帰宅支援を実施する。支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の情報の提供とする。

第6 バス（富士急行）

1 注意情報が発表された場合

- (1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

3 市の講ずる措置

- (1) 注意情報発表時には、市防災行政無線、広報車等により次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生防止に努める。
 - ア 不急の旅行や出張等の自粛
 - イ 警戒宣言発令後の運転中止に備え、早期帰宅の呼びかけ
 - ウ 臨時バスの増発等、バスの運行状況
- (2) 警戒宣言発令には、次の業務を実施する。
 - ア 市内で発生した滞留旅客については、人数等状況の把握に努め、食料、飲料水、物資、避難場所等の提供を行う。
 - イ 可能な範囲での帰宅支援を実施する。支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の情報の提供とする。

第7 病院、診療所

市は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 注意情報が発表された場合

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両

の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

第8 スーパー等

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 注意情報が発表された場合

- (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 予知情報（警戒宣言）が発表された場合

- (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第9 富士吉田市社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第10節 交通対策

県は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、市民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため、次の交通対策を実施する。

市は、第4節「広報活動」で定めるところにより、交通規制状況等について、市民及び滞留旅客への周知を図るものとする。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 予知情報（警戒宣言）発表時

ア 市内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 市内への一般車両の流入は極力制限する。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

ウ 市外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。

オ 高速自動車道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、県内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

資料編 ・ 県境における流入禁止規制（P63）

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

(2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

資料編 ・ 車両通行止標識（P51）

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックはせず、貴重品を持ち出すこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、う回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第5 交通情報及び広報活動

1 注意情報発表時

(1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 予知情報（警戒宣言）発表時

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第6 緊急輸送車両の確認、標章及び証明書

1 緊急輸送車両の確認基準

緊急輸送車両は、次に掲げる業務に従事する車両とする。

(1) 地震予知に関する情報の伝達及び避難の指示に従事するもの

(2) 消防、水防、その他の応急措置に従事するもの

- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護活動等に従事するもの
- (4) 施設及び設備の整備点検に従事するもの
- (5) 犯罪の予防、交通規制その他地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの
- (6) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (7) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制整備に従事するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの

2 緊急輸送車両の申請及び確認手続

車両使用者は、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を知事又は県公安委員会に申し出るものとする。

(1) 緊急輸送車両の確認申請の場所

県公安委員会……警察本部交通規制課、警察署交通課、高速道路交通警察隊等
知 事……総務部防災危機管理課

(2) 確認の方法

前記申請に基づき確認基準に従って緊急輸送車両であることを確認するものとし、この場合公安委員会及び知事は所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付するものとする。

資料編 ・ 緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書（P64）

3 確認証明書の有効期間

公安委員会及び知事が緊急輸送車両として指定した期間とする。なお大震法により交付した標章及び確認証明書は、災害発生後は災害対策基本法の標章及び確認証明書とみなす。

4 標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備えつけるものとする。

5 標章及び確認証明書の返納

有効期間の終了した標章及び確認証明書は、交付を受けた警察署交通課等に返納するものとする。

6 緊急輸送車両の事前届出

県公安委員会においては、警戒宣言が発せられた際の警察署等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するものとする。届出に関する手続は、別に定めるところによる。

7 緊急輸送車両の調達

(1) 庁用自動車

地震災害の発生を予想して全庁用自動車の緊急集合を行い、速やかに配車計画を立て、災害の発生に対応できるよう整備しておくこと。

(2) 民間自動車等

庁用自動車で不足する場合は、民間の会社等に応援を求めて車両を確保しておくこと。

(3) ヘリコプター等

地上交通が途絶した場合を考慮し、緊急輸送を必要とする場合は、県知事に対してヘリコプター等航空機の派遣を要請する。

なお本市のヘリポートは資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 場外離着陸場等一覧（P 49） ・ ヘリコプター主要発着場一覧（P 48）
--

8 燃料の確保

警戒宣言時及び発災時においては、ガソリンスタンドの業務が停滞し混乱の発生することが予想されるので、応急対策従事車両の燃料確保には平素から心がけておくものとする。

9 緊急物資輸送路の確保

緊急物資の輸送路は、次の条件を備えるものとする。

- (1) 市域外と本市の要所さらには避難場所を有機的に連絡できること。
- (2) 有効幅員が広いこと。

なお、本市が指定する緊急物資輸送路は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 緊急輸送道路一覧（P 65）

10 発災後の道路障害物除去及び応急復旧等に必要な人員、資機材等について、富士吉田建設安全協議会などの関係団体と協定を結ぶなど体制の確保を図る。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧（P 29）

第 1 1 節 幼児、児童、生徒等の保護活動

市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校（以下「学校等」という。）においては、東海地震に関連する情報を入手した場合は、直ちに次の措置を講じる。

第 1 注意情報の発表又予知情報（警戒宣言）の発表時

注意情報の発表又は警戒宣言の発令があったときには、学校等は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、小学生以下は保護者へ引き渡し、中学生以上は集団下校とする。

なお、引渡しについては必ず教職員が立ち会い、直接保護者に引き渡すこととし、集団下校については、必要に応じ教職員が引率する等安全確保に十分注意するものとする。

- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 登下校中に注意情報の発表、警戒宣言の発令があった場合に備え、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - イ 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - ウ 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - エ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

第 2 東海地震発生後の応急教育体制

東海地震発生後の市の応急教育体制については、本編第 3 章第 22 節「教育計画」に定めるところによる。

第 1 2 節 自主防災活動計画

市等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

第 1 注意情報発表時

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- 1 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- 2 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- 4 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- 5 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等要配慮者が避難を開始する場合には、必要により市保健師と連携を図り、自主防災会により指定避難地まで搬送する等の対策を実施する。
なお、避難の実施に当たっては、要配慮者の受入れ体制、必要な日常生活用品等の確保等、市や指定避難所の管理者等と十分な連携を確保する。

第 2 予知情報（警戒宣言）発表時

- 1 自主防災会の活動拠点整備
情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - (2) テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
 - (3) 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
- 3 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- 5 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - (1) 家具の転倒防止
 - (2) タンス、食器棚等からの落下等防止
 - (3) 出火防止及び防火対策
 - (4) 備蓄食料・飲料水の確認
 - (5) 病院・診療所の外来診療の受診を控える。
- 6 避難行動

- (1) 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難の指示を伝達し、資料編に掲げる事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。
- (2) 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災会において指定避難所まで搬送する。
- (3) 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた場合にあっては、定められた避難計画に基づき速やかに避難所まで避難する。
- (4) 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の指定避難所等への避難を勧める。

7 避難生活

- (1) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- (2) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- (3) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。

8 社会秩序の維持

- (1) ラジオ、テレビ、市防災行政無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- (2) 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（P 75）

第 13 節 事業所等対策計画

各事業者は、大震法の定めるところにより、地震防災対策強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

1 注意情報発表時

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- エ 避難誘導の方法、避難路等の確認

(2) 顧客、従業員等への対応

- ア 注意情報の発表の周知、内容の説明
- イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 予知情報（警戒宣言）発表時

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 原則として、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - (ア) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (イ) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (ウ) 顧客、利用者等への避難誘導の実施

(2) 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩、自転車等による従業員の避難を実施する。

3 市内事業所に対する要請

市は、市内事業所に対して、次の事項を要請し、予知情報（警戒宣言）発表に伴う混乱を防止するものとする。

- (1) 事業主が、従業員に帰宅を促す場合は、一斉帰宅を避け交通情報を確認し、混乱のないよう順次帰宅させ、徒歩による帰宅が可能な従業員に対しては極力徒歩による帰宅するよう依頼する。
- (2) 食料品、生活必需品等の日常生活物資関連小売事業者には、混乱防止のため引き続き平常どおりの営業を依頼する。

第 1 4 節 市が管理又は運営する施設に関する計画

第 1 道路

緊急輸送道路の両側に築造されているブロック塀等災害が発生するおそれのある物について、各路線ごとに調査を行い危険箇所については住民に周知しておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

第 2 河川

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第 3 不特定かつ多数の者が出入する施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の入場者への伝達
- (2) 入場者の退避等の安全確保のための措置
- (3) 施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備

2 個別事項

学校等にあつては、当該学校等が本市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

第 4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

1 警戒本部が設置される庁舎等の管理者は、第 3 の 1 の各号に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 非常食の手配、飲料水の備蓄、ろ水機の整備等
- (4) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2 この市地域防災計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、第 3 の 1 の各号に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第 5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。なお、当該工事にかかる危険防止のための応急安全措置を施すものとする。

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側海域及び土佐湾を経て日向灘までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編2章による。

第2節 防災機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第3章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等について

第1 情報の種類と発表条件

情 報 名	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合は除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上の ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関連すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるすっきりすべり ^{※4} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

	○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※2} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震警戒）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

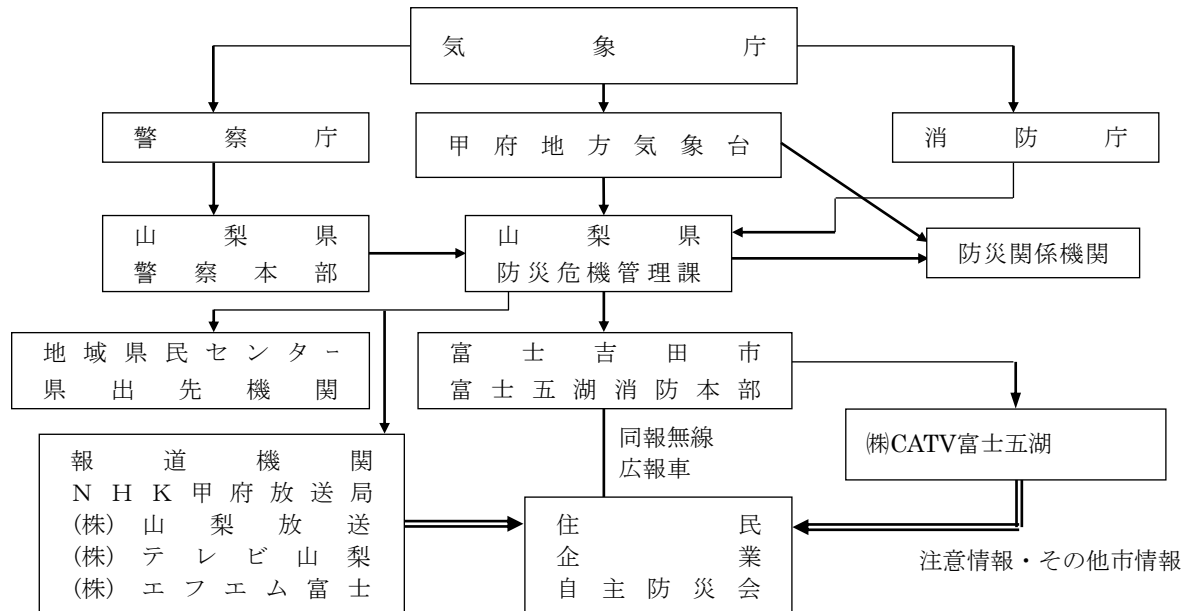
※5：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制が以下のとおり。



2 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの市の対応

情 報 名	対 応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 等 ○情報収集体制 ・安全対策課職員3名＋宿直職員（勤務時間外）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部体制

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 県の広報活動

(1) 広報体制

県民に対して的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

(2) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震（巨大地震警戒）に関する情報の周知及び内容説明

イ 主な交通機関運行状況及び交通規制状況

ウ ライフラインに関する情報

エ 推進地域内外の生活関連情報

オ 家庭において実施すべき事項

カ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ

キ 金融機関が講じた措置に関する情報

ク 県の準備体制の状況

ケ その他必要な事項

(3) 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子など様々な広報手段により実施する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表を受けたとき、放送機関との協定（「災害時における放送要請に関する協定」）により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

(5) 住民等からの問い合わせに対する対応

速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

2 市の広報活動

本編第3章及び第4章による。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県、市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

4 災害応急対策をとるべき期間等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震波除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難所の運営

本編第3章による。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用するものとする。

(5) 放送

ア 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

7 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配備計画等の準備措置を実施するものとする。

8 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

9 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

〈留意事項〉

- ・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政放送又は無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

(ウ) 保育園、幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・児童生徒等に対する保護の方法
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

10 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第6章 災害復旧対策計画

1 節 計画の方針

一般災害編第3章第1節「計画の方針」を準用する。

第2 節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第3章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。